

## ディゲスタ邦訳

## 江南義之訳

## 第四一巻

## 第一章 物の所有権の取得について

## 1 ガイウス 日常法書乃至黄金文書第二巻

前文 自然の理性によってすべての人間の間に普く遵守されている万民法によって、我々は或種の物の所有権を手に入れ、或種を市民法、即ち我々の固有の国家の法によって、そして万民法は人類自体と共に生み出されたより古いものに属するので、これについて最初に報告されるべきことは当然である。

§1 随って陸地海空で捕獲されるすべての動物、即ち野獣と鳥魚は捕獲者のものと成る。

## 2 フロレンティヌス 法学提要第六巻

或はこれらのものから我々の許で産み出されたもの。

## 3 ガイウス 日常法書乃至黄金文書第二巻

前文 というのは誰にも属さないものは、自然の理由から先占する者に許し与えられるからである。

§1 野獣及び鳥に関して各人が自己の土地の中で捕獲するかそれとも他人の中かは差異がない。狩猟と捕鳥のために他人の土地に侵入する者は、所有者によって、その者が予見したときには、侵入しないように法上禁止されることができるとは明らかである。

§2 しかしながらそれら(の動物)に属するものが何であれ我々が捕獲したものは、我々の監視が拘留する限り、我々のものであると理解されるが、逆に我々の監視を逸走して自然的自由に戻した際には、我々のものであることを思い止まら再び先占者のものとなる。

## 4 フロレンティヌス 法学提要第六巻

馴らされて放飼いされ且回帰するのを常としたときは除く。

前巻

## 5 ガイウス 日常法書乃至黄金文書第二卷

前文 しかしながら或は我々の眼を逃げ去り或はその動物の追求が困難である位に我々の視界中にある際には、自然的自由を回収すると理解される。

§ 1 捕獲されることが出来る位に傷付けられた野獣が即座に我々のものであると理解されるかどうかということが問われた。即座に我々のものであり我々がそれを追求する限り我々のものであると見られるが、もし我々がそれを追求するのを思い止まったならば、我々のものであることを思い止まりそして再び先占者のものとなるとトレバティウスによって定められた。従って我々がそれを追跡するこの期間を通じて他の者がその意思で、それを捕獲し自身が利得するときには、その者は我々に盗を犯したと見られる。多くの学者は我々がそれを捕獲したときと同じく、それが我々のものであると思った。蓋し夥しいことが付け加わり得、その結果我々がそれを捕獲しないからである。これはより真実である。

§ 2 亦蜜蜂の性質は野性である。従って我々の樹木の中に定住したものは、我々に由り蜂房に閉じ込められる前は、我々の樹木の中に巣を作った鳥に劣らず、我々のものであるとは理解されない。それ故に他の者がそれを押し込めたときには、それらの所有者であるであろう。

§ 3 蜂蜜は亦それをこれらが作ったときにも、盗なしで誰でも占有することができる。しかし我々が上でも亦云ったよう

に、他人の土地に侵入する者は、所有者が予見したときには、所有者に由り侵入しないように法上禁止されることが出来る。

§ 4 我々の蜂房から逸出した蜂群は、我々の視界中にあるて、その追求が困難でない限り我々のものであると理解される。

§ 5 孔雀と鳩の性質は野性であつて、習慣因り飛び去り飛び帰ることを常とするとは関係がない。何故ならその性質が野性であることが知られている蜜蜂も同一のことを為すからである。若干の学者はそれ自体の性質が野性であることを誰も否定しないが、森へ行つて帰つて来る位馴れた鹿を含める。しかしながら習癖から立ち去り帰つて来るのを常とするこれらの動物に於いて、回帰する意思を持つ限り、我々のものであると理解されるような規範が準備された。もし回帰する意思を持つことを思い止まったならば、我々のものであることを思い止まり、そして先占者のものとなる。しかしながら回帰する習癖を顧みない際、その時には回帰する意思を持つのを思い止まったと理解される。

§ 6 鷄鷺鳥の性質は野性ではない。というのは野性の鷄と異なり野性の鷺鳥と異なっていることは公然であるからである。従つてどんなふうにも私の鷄と私の鷺鳥が不安になり不安にされて、どこに居るか我々が知らない程、より遠くへ逸走したときには、だがそれにも拘らず我々の所有権の中に保有される。それらのうちの或るものを利得する意思で占取した者は盗の原因から我々に拘束されるであろう。

§ 7 同様に敵因り捕獲されたものは、万民法上即座に捕獲者のものとなる。

6 フロレンティヌス 法学提要第六卷

同一の法で我々の所有権に服する動物因り生まれたものも同様である。

7 ガイウス 日常法書乃至黄金文章第二卷

前文 勿論自由な人間も奴隷状態へ導かれるという程度迄、にも拘らずこの者が、敵の権力を逸走したときには、元の自由を回収する。

§ 1 のみならず寄洲作用を通じて我々の耕地に河川が付加するものは、万民法上我々に取得される。しかしながら時の各瞬間にどれだけ付加されるか我々が理解することができない位漸次に付加されるものが、寄洲作用を通じて付加されると見られる。

§ 2 もし河川の流力が君の土地から何等かの部分を取り去りそして私の土地に持ち運んだならば、それが君のものであり続けることは公然である。確かに比較的長い期間私の土地に付着しそしてそれと共に引き寄せた樹木が私の土地に根を伸ばしたときには、その時因り私の土地に取得されたと見られる。

§ 3 海中に生じた島（これは稀に起る）は先占者のものとなる。というのは誰にも属さないものであると信じられるからである。河川中に生じた島（これは頻繁に起る）は、勿論河川の中央の部分を保有時には、河川の両方の部分から河岸に

近い土地を占有する者達の共有であつて、それが河岸に近い幅である各人の土地の幅に依つてである。もしもう一方の部分により近寄っているならば、単にその部分由り河岸に近い地所を占有する者達だけのものである。

§ 4 もし河川が一側面から押し破つて、他の部分から新しい川に流れ始めた。次いでそのうちにかの新しい川が古い河川へ向を変えたならば、二つの川で囲まれて島の形になった耕地は、無論その者のものであつた者のものである。

§ 5 もし自然の河床全体を残して河川が他の場所で流れ始めたならば、勿論以前の河床は河岸の近くの地所を占有する者のものであり、無論それが河岸に近い幅である各人の地所の幅に応じてである。しかしながら新しい河床は河川自体もその者のものである者の権利に属するもの、即ち万民法の公有物であり始める。もし何等かの期間の後に河川が以前の河床に回帰したならば、再び新しい河床は河岸の近くにその者の土地を占有する者のものであり始める。にも拘らずその者の耕地全体を新しい河床が占領した。河川が以前の河床に回帰したとはいえ、にも拘らずその耕地がその者のものであつた者は、厳格な理由からすると、その河床の中に何か或ものを持つことができない。蓋しその者のものであつたその耕地も固有の形を喪失することによつてそれであることを思い止まつたからである。そしてその者は近隣の地所を何等持たないから、近隣の理由からその河床の中に何等の部分をも持つことができない。しかし

これを固執することは殆どない。

§ 6 その者の耕地全体が洪水に遭ったときには、実際に異っている。何故なら洪水は土地の種を変更せずしてそのために、水が退いた際には、その者のものでもあった同一人のものであることは公然である。

§ 7 或者が他人の材料因り何等かの種を自己の名義で作成したときには、作成した者が所有者であるとネルヴァとプロクルスは考える。蓋し作成されたものは、以前には誰のものでもなかったからである。サビヌスとカッシウスはむしろ自然の理由が効果を及ぼし、その結果材料の所有者であった者であると考え。亦同一の材料から作成されたものの所有者も同一である。蓋し材料なしには如何なる種も招来されることができないからである。例えば金或は銀或は銅因り私が何等かの容器を作成し、或は君の板因り船又は戸棚又は腰掛を私が作成し、或は君の羊毛因り衣服を或は君のブドウ酒と蜂蜜因り蜜酒を、或は君の薬剤因り膏薬又は眼薬を、或は君のブドウ又はオリーブ又は穂因りブドウ酒或はオリーブ酒或は穀粒を作成するときがそれである。にも拘らず種が材料に回帰されることができるときには、サビヌスとカッシウスが考えたことがより真実であり、回帰されることができないときには、ネルヴァとプロクルスによって定められたことがより正しいという中庸の見解が判断すべきものに属するというのが適法である。容器が溶かされて、金或は銀或は銅の生の塊に回帰されることができ、逆にブ

ドウ酒或はオリーブ酒或は穀粒がブドウとオリーブと穂に回帰されることができないことを見よ！そして蜜酒は勿論蜂蜜とブドウ酒に或は膏薬又は眼薬は薬剤に回帰されることができない。にも拘らず他人の穂から打ち出された穀粒は穂がその者のものであった者のものであると若干の学者が適法にも云ったのは、疑われるべきでないと私には見られる。というのは穂に含まれている粒が完全なその種を持つ際には、穂を打ち出した者は、新しい種を作るのではなく、却ってそれがあるそのものの殻を取り除くからである。

§ 8 材料を混合するという二人の所有者の意思は、例えばブドウ酒を混合し或は銀を鑄つづしたように、材料が同一の類であるときであれ、例えば一方はブドウ酒、一方は蜂蜜を寄せ集めたり、一方は金を一方は銀をのときのように材料が相違しているときであれ、物体全体を共有に招来する。仮令蜜酒と琥珀金の新しい物体の種であるとしても。

§ 9 しかし所有の意志によらず偶然に或は同一類の或は相違する類の二つの材料が混同されたときにも、法の同一である。§ 10 自己の場所の中に誰か或者が他人の材料で建築した際には、その者自身が建築物の所有者であると理解される。蓋し築造されたものはすべて土地に随うからである。にも拘らず、その故に材料の所有者であった者はそのものの所有者であることを思い止まったのではなく、却って或者が自己の建物に接合された他人の建築材料を取り出すことを強制されるのではなく、

その代りに二倍額を履行することが制定された十二表法の故に差当り建築材料を権利主張することもできず、それについて提示訴訟することもできない。しかしながら建築材料の名称によって、建築物と成るすべての材料が示される。故に何等かの原因に基づいて建築物が取り壊されたならば、材料の所有者は今やそれを権利主張し、提示訴訟することができるであろう。

§ 11 建築した者が建築物を売却し、買主に由り「長い期間から」取得されその後に取り壊されたときに、依然として材料の所有者がそのものの権利主張を持つかが問われるのは適法である。建築物という総体が「長い期間から」取得されること自体によって、そのもの因り成り立っていた個々の物も亦取得されるかどうかは、疑われる法律問題である。これは定められなかった。

§ 12 反対に或者が他人の土地に自己の材料から建築したときには、建築物は土地もその者のものである者のものと成る。そして土地が他人のものであることを知っていたときには、自己の意志から材料の個有権を喪失したと理解される。従って勿論建築物が取り壊されてもその材料の権利主張は成立しない。少くとも土地の所有者が建築物を請求し材料の代価と大工の賃銀を弁済しないときに、建築した者が土地が他人のものであることを知らず、言わば自己の土地の中であるかのように善意で建築したならば、悪意の抗弁を通じて突き返されることができるのである。何故なら知っていたときには、その者が他人のもの

のであることが理解できたその土地の中に、無思慮に建築した過失がその者に対抗されることができからである。

§ 13 他人の植物を私の土地の中に私が植えたときには、私のものであるであろう。逆に私の植物を他人の土地の中に私が植えたときには、両方の事例で根が伸びたときに限り、その者のものとなるであろう。というのは根が伸びる前には、その者のものであった者のものに留まるからである。隣家の樹木を、私の土地へ根を伸した位、私が土壌から圧迫したときには、樹木が私のものとされるのはこれに一致している。というのはその者の土地に根を伸した樹木が誰か他の者のものであると解することを理性は許さないからである。そしてそれ故に地境近くに植えられた樹木が、更に隣地に根を伸したときには、共有物である。

#### 8 マルケルス 法学提要第三卷

前文 各人の地所の境界に依りて

§ 1 しかし地境の中に石が生まれて全体として共有の地所であるときには、土壌から取り出されたとき、その時には石は全体として共有であろう。

#### 9 ガイウス 日常法書乃至黄金文章第二卷

前文 しかしながら土壌で根を張る植物が土地に随う理由と同一の理由で亦播かれた穀粒は土地に随うと理解される。のみならず他人の土地の中に建築した者が、その者由り土地の所有者が建築物を請求するときには、悪意の抗弁を通じて防禦され

ることができるよう、同一の抗弁の救助策で他人の土地に対して自己の費用で種を播いた者は守られることができるであろう。

§ 1 亦文字は金泥であるとはいえ、建築されたもの又は播かれたものが土地に随うのを常としているのと等様に紙又は羊皮紙に随う。順って君の紙又は羊皮紙の中に私が詩歌或は歴史或は演説を書いたときには、その物体の所有者は私ではなく、却って君である。君は理解したのである。しかし君が私から君の巻物又は羊皮紙を請求して書物の費用を弁済することを望まないときには、兎角善意でそれらのものの占有を私が入れたならば、私は悪意の抗弁を通じて自分を防禦することができよう。

§ 2 しかし文字が紙又は羊皮紙に随うようには、絵画は板には随わず、却って逆に板が絵画に随うと定められた。にも拘らず絵を画いた者が板を占有したときには、板の所有者には準訴訟が賦与されるといふのが調和していて絵画の費用を完済したときには、板の所有者がこのように効果的にこの訴訟を試みることができよう。さもなければ悪意の抗弁がその者に害となるであろう。兎角弁済したのである。善意占有者であったであろうときである。逆に絵を画いた者には板の所有者に対する適法な権利主張が成立すると我々は云う。にも拘らず板の代価を集金するためである。さもなければ悪意の抗弁がその者に害となるであろう。

§ 3 亦引渡で我々のものとなるこれらの物は万民法上我々に取得される。というのは自然の衡平よりもむしろ自己の物を他人に移転しようとする者の意志が有効と看做されるといふのが調和しているからである。

§ 4 しかしながら所有者自身が自ら誰か或者に物を引渡すのかそれとも誰か或者が所有者の意志でかということとは差異がない。この理由から外国へ旅行する者由り自由な事務の管理が或者に任かされ、そしてその者が事務に基づいて物を売却し引渡したときにはそれを受領者のものとする。

§ 5 時には更に引渡なしで物を移転しようという所有者の露わな意志のみで足りる。例えば私が君に使用貸与し又は賃貸し又は君の許に寄託した物を私が君に売却したときがそれである。というのはその原因に基づいて君にそのものを引渡したのではないといえ、にも拘らず私がそのものが購入の原因に基づいて君の許にあることを受認することによって私は君のものを招来するからである。

§ 6 同様に或者が倉庫の中に納められた商品を売却したときには、倉庫の鍵を買主に引渡したと同時に、商品の個有権を買主に移転する。

§ 7 この外に時には不特定人に向けられた所有者の意志も物の個有権を移転する。放施物を群衆に対して投げる者を想起して見よ。というのは各人がそれらのものを拾い上げようとするかその者は知らないが、にも拘らず各人が拾い上げたも

のがその者のものであることを望むので、即座にその者を所有者とする。

§ 8 海の暴風の中で船が軽くされる原因で投下されたそれらの物に属するものは他の原因である。というのはこれらのものは所有者に属するものに留まるからである。蓋し或者がそれらのものを持たないことを望む意思で投下されるのではなく、却ってむしろ船自体と共に海の危険を逃れる意思によるからである。この原因から或者が潮流によって打上げられ或は更に海自体の中で手に入れたそれらのものを利得の意思で持ち去ったときには、その者は盗を犯す。

10 同人 法学提要第二卷

前文 唯我々自身を通じてばかりでなく、しかし更に我々が権力中に持つそれらの者を通じて我々に取得される。これらの者の中に我々が用益権を持っている奴隷を通じて同様であり、我々が善意で占有する自由な人間及び他人の奴隷を通じて同様である。これらの個々についてはより注意深く我々は調査しよう。

§ 1 随って我々の奴隷が引渡に基づいて手に入れるもの、問答契約するもの或は他のどんな原因に基づいて取得するものであれ、それは我々に取得される。というのはもう一人の者の権力中にある者自身は何等自己のものを持つことができなからである。順ってその者が相続人として創設されたときには、我々の命令でなければ相続を開始することができない。我々の

命令することでその者が開始したときにも、我々自身が相続人として創設されたときと等様に、相続財産は我々に取得される。そして遺贈が我々にそれらの者を通じて取得されることは無論これに相応している。

§ 2 しかしながら唯我々が権力中に持つ者を通じて個有権が我々に取得されるばかりでなく、しかし更に占有も。というのはどんな物の占有を入手したとしても、それを我々が占有すると見られるからである。それ故に更にそれらのものの長期の占有を通じて所有権が我々に取得される。

§ 3 しかしながらこれらの者の中に単に用益権のみを我々が持つこれらの奴隷については、それらの者が我々の物に基づき或は自己の労務に基づいて取得するであろうものは何であれ、それは我々に取得されるであろうが、逆に何かをそれらの原因外で得たときには、それは所有者の個有権に帰属すると定められた。従って奴隷が相続人として創設され又は遺贈又は何等かのものがその者に贈与されたときには、私にはではなく却って個有権の所有者に取得される。

§ 4 自由人であるのであれ、他人の奴隷であれ、我々に善意で占有される者について同一が定められ。というのは用益権者について定められたことは、善意の占有者についても同一と是認されるからである。従って二つの原因外で取得されるものは、或はその者が自由人であるときには、それはその者自身に帰属し、或は奴隷であるときには、その者の所有者に帰属する。

§ 5 しかし善意の占有者が奴隷を使用取得した際には、その方法に由り所有者と成るので、全ての原因に基づいてその者を通じて自己のために取得することが出来る。逆に用益権者は奴隷を使用取得することが出来ない。蓋し第一に占有せず却って使用し収益する権利を持つからであり、次いで蓋し故に奴隷が他人のものであることを知っているからである。

11 マルキアヌス 法学提要第三卷

被後見人は取得する額がどれだけであれ、後見人の授權を要しない。逆に後見人の授權が現在するのでなければ、如何なる物も譲渡することができない。勿論、サビヌス学派に見られたように、自然的である占有をも譲渡することができない。

12 カリストラトス 法学提要第二卷

前文 湖と池とは時には干上るとはいえ、にも拘らず自己の境界を保持し、順ってこれらに於いては寄洲作用の権利が認容されない。

§ 1 私の銅と君の銀を鑄つぶして何等かの種が作られたときには、それは我々の共有とならないであろう。蓋し銅及び銀は異なる材料に属するものであるので、技工達に由り分離され、かつての材料へ還元されるのを常とするからである。

13 ネラティウス 規範集第六卷

前文 委託事務管理人が私の委任に基づいて物を私のために購入しそしてその者に私の名義で引渡されたときには、所有権即ち個有権は、更に知らなくても私に取得される。

§ 1 被後見人被後見女の後見人も委託事務管理人と類似して被後見人被後見女の名義で購入することで、個有権を更に知らなくてもそれらの者のために取得する。

14 ネラティウス 羊皮紙本第五卷

前文 或者が海岸中に建築したものは、その者のものである。何故なら海岸は国民の世襲財産中にある位で公有ではなく、却って最初に自然から手交されそして依然として何人の所有権にも達しない位で公有である。それらのものの条件は占取されると同時にその者の権力に達する者のものとなることが疑がない魚と獣のそれに類似してはいないわけではない。

§ 1 海岸中に建てられた建物が取り除かれると、その土地はどのような条件に属するものであるか、即ち建築物がその者のものであった者のものに留まるのか、それとも再び元の原因に逆戻りしそして決してその中に建築されなかつたと等様に公有であるのか考えて見られるべきである。海岸を元の種に回収するときに限り、これが個有のものであると判断されるべきである。

15 同人 規範集第五卷

しかしながら河川の岸の中に建築する者は、自己のものとして為さない。

16 フロレンティヌス 法学提要第六卷

耕地の境の中には寄洲作用の権利が余地を持たないことが知られている。そして故ピウス帝もそれを制定し、国家に来ると



いうその条件で征服された敵に許し与えられた耕地は寄洲作用を持つが、境が立てられなかったと述べる。しかしながら手で捕獲された耕地は境が立てられ、その結果各人に与えられたものが、売られたものか、公の中に残されたものかが知られた。

17 ウルピアヌス サビヌス註解第一卷

二人の所有者が共有の奴隷に物を引渡したときには、もう一方の者由り他方の者のために取得する。

18 同人 サビヌス註解第四卷

相続上の奴隷を通じて同一の相続財産に属するものは相続人のために取得されることができない。殊に相続財産自体は。

19 ポンポニウス サビヌス註解第三卷

善意で私に就役する自由な人間は、自己の労務に基づき又は私の物に基づいて稼ぐものを私に帰属することは疑いないとアリストは述べる。逆に或者がその者に贈与したものが又は事務管理に基づいて取得したものはその者自身へ所属するが、しかし相続財産及び遺贈はその者を通じて私に取得される。蓋しそれは私の物に基づくのでも自己の労務に基づくのでもなくそれがありどちらかという遺贈に於いて、相続に於いて自身を通じて開始されるので、何等その者の労務はなかったからである（これをヴァリウス ルクルスも度々疑った）。しかし更にもし遺言者が私に帰属することを望んだとしても、取得されないというのがより真実である。しかしその者のために決して取得しないとはいえ、それにも拘らず遺言者の明白な意志が明らかなき

には、相続財産はその者に返還されるべきである。しかし善意で就役する自由な人間がこの者に就役する者の命令で相続を開始したときには、自身が相続人となり、何を感じたかではなく、何を為したかが重要であるとトレパティウス。ラベオは反対に必要から為したとき（と云う）。もし自身も望む位ならば、自身が相続人と成る。

20 ウルピアヌス 告示註解第二九卷

前文 引渡は「引渡す」者の許にある以上のものを受領する者に移転してはならず或はできない。随って或者が土地の中に所有権を持ったときには、それを「引渡すこと」によって「移転し、持たなかったときには、受領する者へ何ものも移転しない。

§ 1 しかしながら所有権が移転されるときには常に、「引渡す」者の許にあったものだけが受領する者へ移転される。土地が承役したときには、役権と共に移行し、自由なときには、そのようであった。そして偶々役権が「引渡さ」れた土地に義務付けられたときには、義務付けられた役権の権利と共に移転される。随って或者が土地は自由であると云ったが、承役してある土地を引渡す際には何ものも土地の役権の権利から取り去られない。とは言えその者は自ら債務を負いそして云ったことを履行すべきであろう。

§ 2 私とティティウスが物を購入したそしてティティウスに恰も私の委託事務管理人であるかのように引渡されたときには、私は亦私にも所有権が取得されたと思う。蓋し自由な人格

を通じて全ての物の占有が取得されることができ、これを通じて所有権が定められているからである。

21 ポンポニウス サビヌス註解第十一卷

前文 私の奴隷が君に善意で就役し物を購入してそしてその奴隷に引渡されたときには、プロクルスは、私のもにの成らない。蓋し私が奴隷を占有していないからである。君の物に基づいて稼がれなかったときには、君のものにもならない。しかし自由人が善意で君に就役して購入したときには、自身のものとなる。

§ 1 君が私の物を占有しそしてそれが君のものであることを私が望むときには、仮令占有が私の許になかったとしても、君のものと成る。

22 ウルピアヌス サビヌス註解第四十卷

奴隷を暴力で又は隠秘又は容假で占有する者は誰もこの奴隷を通じて問答契約し或は物を受領しても取得することができない。

23 同人 サビヌス註解第四三卷

前文 他人の奴隷であるのであれ、自由な人間であるのであれ、善意で他人に就役する者は、この者に就役する者の物に基づいて取得するものは何であれ、この者に善意で就役する者のために取得する。しかし或ものを自己の労務に基づいて取得したであろうときにも、類似の方法でその者のために取得する。何故なら労務も宛もこの者に就役する者の物に基づくと看做さ

れるからである。蓋し法上この者に善意で就役する者に労務を提示しなければならぬからである。

§ 1 しかしながら善意で就役する限り、その限りでその者は取得する。その他にはその者が他人の奴隷或は自由人であることを知り始めたときには、その者のために取得するかどうか我々は考えて見よう。問題は我々が初めを考察するかそれとも個々の瞬間をかという点にあり、そして我々が個々の瞬間を考察するというのがより良い見解である。

§ 2 自己の、即ちこの者に或者が善意で就役する者の、物に基づいてその者に取得することができないものを、自己のためにその者は取得するであろうと一般的に云われるべきである。しかしながらその者の物に基づかないで取得することができないものは、この者に善意で就役する者に取得されるであろう。

§ 3 或者が二人の者に善意で就役するときには、両方共に者に取得するが、しかし個々人には自己の物に基づいて取得する。しかしながらどちらか一方の者の物に基づいているものは、奴隷であるときには、一部はこの者に善意で就役する者に、一部は所有者に取得し、又は自由であるときには、この者に善意で就役する者に取得するの、それとも逆にこの者の物に基づいている者に全部を取得しなければならぬのか我々は考えて見よう。亦スカエウォラもこの概念を質疑録第二卷で論じている。というのは他人の奴隷が二人の者に善意で就役しそしてこれらの者の一人の物に基づいて取得するであろうときには、そ

の者だけのために全体に対して取得するであろうと考えるのが合理的であると述べるからである。しかしこの者の物に基づいて問答契約するであろう者の名義を付加するであろうときには、唯その者にだけ取得されることが疑われるべきでないと彼は述べる。蓋し自身の物に基づいて所有者のうちの一方に問答契約するときにも、名指で問答契約すれば、全体をその者に取得する。そして後の個所で数人の者に善意で就役する際に名指ではなく私の命令によるのでなくても、にも拘らず私の物に基づいて問答契約すると、唯私にだけ取得するであろうことを是認している。何故なら共有の奴隷が全ての者に取得することができないときには常に、唯この者にできる者にだけその者が取得することも書簡解答され、そしてユリアヌスも亦これをしは書いていと私は報告したが、その法を我々は用いているからである。

24 パウルス サビヌス註解第十四卷

同一の種に回帰されることができない全てのものに於いて材料が存続し種だけが偶々変更されるとき、例えば私の銅から立像を又は銀から杯を君が作ったときには、私がそれらのものの所有者に留まると云われるべきである。

25 カリストラトス 法学提要第二卷

所有者の意志でもう一人の者の名義でそれが作られたのであれば、というのは所有者の同意の故に全ての物は、この者の名義で作られたものとなるからである。

26 パウルス サビヌス註解第十四卷

前文 しかし私の板から君が船を作ったときには、船は君のものである。蓋し衣服が作られた羊毛がないのと同じように、糸杉が留まるのでなく、却って糸杉製又は羊毛製の物体が作られるからである。プロクルスは我々がこの法を用いると口述し、これはセルヴィウスとラベオに氣に入られた。立像に足又は手杯に底又は把手、寝台に支柱、船に板、建築物に荒石がというように、或ものが付加えられて全体に随うときには、これらのものに於いて固有の質が期待されるであろう。というのは全体が以前にこの者のものであった者のものであるからである。

§ 1 根元から掘り起されて他の土地の中に置かれた樹木は根が伸びる以前には、以前の所有者のものであるが、根が伸びた場合には耕地に随い、再び掘り起されたときにも、以前の所有者に回帰することはない。何故なら他人の土壤から養分を摂ることによって、他人のものに成ったと信じられるべきであるからである。

§ 2 君が私の羊毛を染めたときには、それにも拘らず紫色糸は私のものであるとラベオは述べる。蓋し紫色糸と、泥と汚に落ちてそしてこのように元の色を滅失したその羊毛との間に差異がないからである。

27 ポンポニウス サビヌス註解第三十卷

前文 君が他人の銀の加工されていない銀に加えたものが何であれ、全体の銀が君のものであると認められるべきでない。

しかしこれに反して君が君の杯を他人の鉛で盤陀付けし、他人の銀で鍛接したときには、杯が君のものであり、君に由って權利主張されるのが適法であることは疑われないであろう。

§ 1 同時に複数のものが醸出されて、それらのものから一の薬剤が作られ、又は我々が香料を調合して軟膏を作る場合に、以前の所有者はこの場合には何ものも自己のものであると云うことができないというのが真実である。それ故にその者の名義で作られた者のものであると主として判断される。

§ 2 二人の所有者の部分に鉄漆喰によって付着するであろう際には、これらが両者のいずれに随うか問われるので、カッシウスは物に比例して或は各人の持分の代価に応じて評価されるべきであると述べる。しかし両方が二人の中の一方の者に付合にならないときには、又は塊が混同されたように、両方共のものであると云われるべきか、又はその者の名義で鍛接された者のものであるか我々は考えて見よう。しかしプロクルスとペガススは物は各人のものに留まると判断する。

28 同人 サビヌス註解第三三卷

君の壁の上に隣人が建築したときには、その者が建築したものは専らその者のものとなるとラベオとサビヌスは述べる、しかし宛も君の土地の中に他の者が建築したものが君のものとなるのと同じように、プロクルスは専ら君のものとする。後説がより真実である。

29 パウルス サビヌス註解第十六卷

一つの岸に沿って土地を持つ者達の間では、河川の中に生じた島は全体として共有と成るのではなく、却って境界線でも亦分割される。というのはそれらの者の各人の岸の前にあるのと同じだけ、それだけを、言わば、まっすぐに島を通して引かれた線のようにそれらの者の各人は島の中に確定の境界線を持つたからである。

30 ポンポニウス サビヌス註解第三四卷

前文 故に生まれた島が私の土地に癒着しそして私が島がこの前面に向き合っていない後方の土地の部分売却したときには、何ものもその島因り同一の買主に帰属しないであろう。このわけは、島が生まれた際、既にその時に(買主が)同一の部分の所有者であったときには、初め由り勿論その者のものと成らないからである。

§ 1 ケルスス息子は私の耕地に治って河川の岸の中に樹木が生じたときには、私のものであると述べる。蓋し唯私自身だけの私有物であるが、しかしながらそのものの使用は公と理解されるからである。そしてその故に河床が干上った際には、近隣の者のものと成る。蓋し既に国民はそれを使用しないからである。

§ 2 三つの方法で島は河川中に作られる。一は河床が属していない耕地を水流が還流する際であり、二は河床に属していた場所を乾燥させて残し、還流し始めた際であり、三に漸次に岸を洗うことで河床の上に突出する場所を作り、沖積すること

でそれを増大させた際である。後の二つの方法で最初に出現した際により近くの耕地がその者のものであった者の私有の島と成る。何故なら自己の水路が変更されることで河床の状態を変更するということが、河川の性質でもあるからである。河床の土地だけについて変更されるのか、それとも土地と土壤に堆積されたものについてかという事に何等かの差異がないか問われる。というのは両者は共に同一の類に属しているからである。しかしながら最初の方法では個有権の原因は変更されない。

§ 3 寄洲作用は、河川の襲撃が全体を運び去ったその耕地を回復する。従って公道と河川の間にあった耕地が河川の洪水で占領されたときには、漸次的に占領されたのであれ、漸次的でなく、却って同一の襲撃から河川の減水によって回復されたのであれ、耕地は元の所有権に帰属する。というのは河川は財産査定官の役目によって私有因り公有へ委ね、公有因り私有へというように執り行なうからである。従ってこの土地が、河川の河床と成った際には、公有であったかのように、今や以前にこの者のものであった者の私有であるべきであるからである。

§ 4 私が柱を海の中に投げてそれらの柱の上に築造したときには、直ちに建築物は私のものと成る。同様に島を海の中に築き上げたときにも、直ちに私のものと成る。蓋し故に誰にも属さないものは先占者のものと成るからである。

31 パウルス 告示註解第三一卷

前文 決して露わな引渡は所有権を移転せず、却って売却或

かは何か外の正原因が先行し、この原因の故に引渡が後続するときには、このようである。

§ 1 埋蔵物は、このものの記憶が存在しない、言わば古い金銭の貯蔵であつて、その結果既に所有権を持たないであろう。というのはこのようにもう一方の者のものでないので、発見した者のものと成る。さもなくて或者が何かあるものを或は利得の或は強迫の或は保管の原因で土壤の下に埋めたときには、埋蔵物ではない。更にこの者の盗と成る。

32 ガイウス 属州告示註解第十一卷

更に意に反する我々に奴隷を通じて殆んどすべての原因に基づいて取得される。

33 ウルピアヌス 討議録第四卷

前文 兵士である家子の軍務特有財産に属する奴隷に遺贈されたもの或は奴隷が問答契約するものに於いて、如何なる人格に基づいて或は問答契約が或は遺贈が効力を持つかとマルケルス著作第二十巻で論じられる。スカエヴォラにも見られ、マルケルス自身も論じていることであるが、勿論相続が開始されるときには、相続上の奴隷に於けるとして全てのもものが、開始されなかったときには、父親の個有のものに於けるとして考察されるべきであるというのがより真実であると私は思う。用益権がこの奴隷に残されたときにも、あるいは父親に、あるいは相続人に申告されたときにも、あるいは人格へ移行したときは信じられない。

§ 1 更に物が窃取されたときに、盗訴訟が又は行なわれな  
いか又は行なわれるかを云うために、或者は同一の區別を使用  
するであろう。遺言に基づいて開始したときには、相続財産に  
盗が為されないもので、又は開始しなかつたときには、盗訴訟が  
父親に賦与されるであろう。何故なら弁済請求訴訟も（そうで  
あるから）。

§ 2 相続上の奴隷が問答契約し或は「引渡を通じて」受領  
するときには常に、死者の人格に基づいて効力を採る。このよ  
うにユリアヌスに定められている。この人の見解は遺言者の人  
格が考察されるべきであると思慮するものであつて有効でもあ  
つた。

34 同人 徴税簿論第四卷  
というのは相続財産は市民法の夥しい論拠から確証されてい  
るように、相続人の人格をではなく、却つて死者のそれを代理  
するからである。

35 同人 論議録第七卷  
私の委託事務管理人或は被後見人の後見人が自己の物を恰も  
私のもの或は被後見人のものであるかのように他人に引渡した  
ときには、それらの者由り所有権は退ぞかず、何等の譲渡もな  
い。蒸し誰も錯誤して自己の物を喪失しないからである。

36 ユリアヌス ディゲスタの第十三卷  
勿論引渡される物体に対しては我々は同意したが、逆に原因  
に於いて我々が同意していない際には、何故引渡が効果がない

か私は吟味していない。例えば私が遺言に基づいて君に債務を  
負うと私が信じて土地を君に引渡し、君が問答契約に基づいて  
君にそれが義務付けられていると判断するときがそれである。  
何故なら贈与するために現金を私が君に引渡し、君がそれを  
恰も貸与されたかのように受領するときには、個有権は君に移  
行し、授与の原因と受領の原因を周つて我々が同意していない  
ことは障害とならないからである。

37 同人 ディゲスタの第四四卷  
前文 質として与えられた奴隷を通じて債権者に占有は取得  
されない。蓋し仮令占有が債権者の掌中にあるとしても、問答  
契約でも、引渡でも他の何等かの方法でもその奴隷を通じて如  
何なるものも債権者に取得されないからである。

§ 1 所有者のうちの一人が共有の奴隷に金銭を贈与したと  
きには、どのような方法で共有の奴隷に金銭を贈与するかは所  
有者の権力中にある。何故なら唯それが自己の計算由り分離さ  
れて奴隷の特有財産中にあるようなことだけを行なつたときに  
は、同一の所有者の個有権が存続するであろう。逆に我々が他  
人の奴隷に贈与するのを常とするような方法で、その者が金銭  
を共有の奴隷に贈与したときには、奴隷中に持つ割合に応じて  
組合員の共有となる。

§ 2 しかし後の問題が余地を持つようにするために、組合  
員が自己の個有権が存続することを望んで共有の奴隷に金銭を  
贈与した事例を我々は設定しよう。この金銭因り奴隷が土地を

調達したときには、その土地は所有権の割合に、応じて組合員達の共有であるであろう。何故なら盗まれた貨幣で共有の奴隷が土地を調達したときにも、所有権の割合に、応じて組合員達のものであるであろうからである。というのは用益権に服する奴隷が用益権者の物に基づいて個有権者のために取得しないように、そのように共有の奴隷も一方の所有者の物因り他方の所有者のために取得しないのではなく、却って或る他の場所で取得されるこれらのものに於いて、用益権に服する奴隷と共有の奴隷の条件は相異して、例えばもう一方の者が用益権者のために取得しない際に、他方の者が所有者達のために取得するようになり、そのように勿論用益権者の物に基づいて取得されたものは唯用益権者だけに帰属するであろうが、所有者のもう一方の物に基づいて共有の奴隷が取得したものは、両方共の所有者に帰属するであろう。

§ 3 共有の奴隷は所有者達のうちの一方の者のために名指しで問答契約することによるように、そのように「引渡を通じて」受領することでも唯その者のためにだけ取得する。

§ 4 一人の者の奴隷が「引渡を通じて」受領することでも自分が所有者とティティウスのために受領すると云ったことは、一部を所有者のために取得し、一部に於いては何の行為もしていないことである。

§ 5 用益権に服する奴隷が自分が個有権の所有者のために「引渡を通じて」受領すると云ったときには、用益権者の物に

基づいて全部を所有者のために取得するであろう。何故ならこのように問答契約することでも用益権者の物に基づいて個有権の所有のために取得するであろうからである。

§ 6 君が私に贈与することを望む際に、君が私とティティウスの共有の奴隷に物を引渡すよう私が命令し、そしてその者が物をティティウスのものにしようという意識で受領するときには、何事も行為されていないであろう。何故なら君が私のものであるために、私の委託事務管理人に物を引渡し、その者が自己のものである意識で受領するときにも、何事も行為されていないであろうからである。もし共有の奴隷が二人の所有者のものとなすという意識で受領したならば、もう一方の所有者の部分に於いては何事も行為されていないであろう。

38 アルフェヌス・ヴァルス パウルス由りの書簡のディゲスタの第四卷

アッティウスは土地を公道に沿って持っていた。道を越えて河川とルキウス・ティティウスの耕地があった。河川は漸次に最初は道と河川の間にあったすべての耕地を流れ、侵蝕して道を取り払ったが、その後再び少しづつ退いて、寄洲作用で古い場所へ戻った。河川が耕地と公道を取り払った際には、その耕地は河川を越えて土地を持っていた者のものとなったと彼は解答した。その後漸次に後方へ戻った際には、この者のものとなった者から奪い取られて、道を越えてその者のものであった者に付け加わった。蓋し故にその者の土地が河川に最も近かった

からである。しかしながら公有であったものは何人にも付合せず、にも拘らず道路があることは道路を越えて寄洲作用で残された耕地がアッティウスのもとならないことに障害がないと彼は述べる。何故なら道路自体も亦土地に属するものであったからである。

39 ユリアヌス ミニキウスに因る第三卷

更に盗まれた奴隷は、その者の物に基づいて問答契約するもの又は「引渡を通じて」受領するものを善意の買主のために取得する。

40 アフリカヌス 質疑録第七卷

この者に自由な人間が善意で就役する者が死亡し、そしてその者が自由であることを知っている者がその者に相続人として出現したときには、何か或るものをその者を通じて取得するかどうか問われた。この者は知って自由人を占有し始めたのだから、善意占有者と見られることはないと彼は述べる。蓋し自己の土地を或者が遺贈したときにも、その者が遺贈されたことを知っている相続人は、その土地因り自己のものを作れないのは疑がない。遺言者が善意で購入した他人のそのものを占有するときにも益々そうである。随って奴隷の労務及び奉仕を周くって同一の理由が帰納されるべきである。その結果所有する奴隷であれ、他人の或は遺言で遺贈され或は手から放たれた奴隷であれ、それらの者を通じて、それらの者の様子からそれを知らなかったわけではない相続人達に何ものも取得されない。とい

うのは同時にこの場合に善意占有者は「消費された」土地の果実を自己のものにするように殆どなり、同一の理由から奴隷を通じて労務に基づき、自身の物に基づいてその者に取得される。

41 ウルピアヌス 告示註解第九卷

都市に建てられた立像は市民に属するものではない。そしてそのことをトレバティウスとペカスは述べる。にも拘らずその意識で公者地に建てられたものは、私人にも建てた者にも運び去ることが許されないように法務官は尽力すべきである。故に市民は請求する者に向って抗弁で保護され、占有する者に向って訴訟で支持される。

42 パウルス 告示註解第十一卷

未だ成立していない代襲は我々の財産外である。

43 ガイウス 属州告示註解第七卷

前文 善意で占有されている奴隷はもう一方の者の物因り或ものを占有者のために取得しない。

§ 1 無体物が引渡と使用取得を受け入れないことは平易である。

§ 2 この者の中にもう一方の者の用益権がある奴隷が人間を購入し、代価を弁済する前に、その者に「引渡された」際には、誰のために個有権を取得したか、成否未定中にある。そして用益権者へ帰属する特有財産因り弁済したのである際には、人間は用益権者のものであったと理解される。逆に個有権者が持参させたその特有財産因り弁済したのである際には、後の事



実に基づいて個有権者のものであったと見られる。

44 ウルピアヌス 告示註解第十九卷

ポンポニウスは論ずる。狼達が私の牧人から豚を力づくで連れ去った際に、家畜自体のために飼育した力強く逞しい犬と共に狼達を追跡した隣の農場の小作人が狼達から連れ去り又は犬が追い返した。そして私の牧人が豚を請求する際には、豚が連れ去った者のものと成るのか、それとも我々のものに留まるのかと問われた。何故なら言わば一種の狩によって手に入れた者達に属するものであるからである。にも拘らず陸地及び海で捕獲されたものは、自己の自然的自由に達するであろう際には、捕獲した者のものであることを思い止まるように、そのように亦我々の財産のうち海や陸地にある獣由り捕獲されたものは、獣が我々の追求を逃がれた際には、我々のものであることを思い止まるであろうと同人は考えた。要するに飛び過ぎる鳥が我々の中庭因りか又は耕地因り転じたこと、又は我々から連れ去ったものを、誰が我々のものに留まると云うのか？ 随つて（我々のものであることを）思い止まったとき、獣の口から解放されたときには、先占者のものであるであろう。宛も我々の権力を逸走した魚或は猪或は鳥が他の者によって捕獲されると、その者のものと成るのと同じである。しかし取戻されることができぬ限り、その限りで寧ろ我々のものに留まると同人は考へる。鳥と魚と獣に於いては同人が書いていることが真実である。たとえ難船で或るものが喪失されたとしても、即座に我々のもの

であることを思い止まるわけではない。要するに強盗した者は四倍額で拘束される。狼に由つて連れ去られたものも、連れ去られたものが回収されることが出来る限り、我々のものに留まると云うことは、誠により良い見解である。随つて留まる際には、更に盗訴訟が成立すると私は裁定する。というのは小作人が、仮令この意思であり得たとしても、盗もうという意思で追求したのでなく、却つてこの意思なしで追求したとはいへ、にも拘らず返済請求されて返却しない際には、隠匿し、横取すると見られる。その故にその者が盗訴訟と提示訴訟で拘束され、そしてその者由り提示された豚が権利主張されることができると私は裁定する。

45 ガイウス 属州告示註解第七卷

共有の奴隷が所有者のもう一方の者の物因り取得したときには、それにも拘らずそれは共有であるであろう。しかしこの者の物因り取得された者は共有物分割審判手続でその総額を先取りすることが出来る。何故ならその者の物因り奴隷が取得したものは、各人が優先権を持つてであろうことに、誠意に属するものは一致するからである。ある他の方から共有の奴隷が取得したときには、すべての組合員に所有権の部分に応じてこれが取得される。

46 ウルピアヌス 告示註解第六五卷

所有権を持たない者が他の者に所有権を提供することは新しいことではない。何故なら質の債権者も売却することで、自

身が持たなかった所有権の原因を提供するからである。

47 パウルス 告示註解第五十卷

相続財産は奴隷の労務中にはないので、相続財産が用益権者には取得されることができない。

48 同人 プラウティウス註解第七卷

前文 善意の買主は果実を収取することで更に他人の物因り自己のものと「中間時に」為す。単にその者の勤勉と労務から帰したもののばかりでなく、しかしすべてである。蓋し果実に関することは凡そ所有者のようであるからである。要するに更に収取する前であっても、土地由り分離される場合には、即座に善意の買主のものと成り、善意で私が購入したその物が「長期の期間から」取得されることができるか否かは差異がない。例えば未成就者のものであったり又は暴力で占有され又は職権濫用の懲罰に向けられた法律に違反して地方総督に贈与され、そしてその者由り善意の買主に譲渡されたときがそれである。

§ 1 反対に私に物が引渡されるその時に、売主のものであると私は思うが、次いで私が他人のものであることを識ったときは、「長期間を通じて」の取得が持続したのだから、私が果実を私のものと為すかどうか問われる。ポンポニウスは、仮令取得するとしても、善意の占有者でないのではないかと危惧している。というのはこれは権利即ち「取得に関し、或者が善意又は悪意で占有することは事実に関しているからである。「長期の期間」が経過するということは矛盾しない。何故なら

反対に物の瑕疵の故に取得することができない者は果実を自己のものとして為すからである。

§ 2 そして羊の仔は果実中にある。そしてそれ故に更にもし妊娠したものが売られたり或は窃取されたとしても、善意の買主に帰属する。実に仮令充滿した乳房で売られたとしても、乳は自己のものと為すということは疑われることができない。羊毛に於いても法の同一である。

49 同人 プラウティウス註解第九卷

収益権者が自己の物因り贈与するものは、物に基づいてその者のものである。しかし個有権の所有者へ帰属する意思でそれを為したときには、彼に取得されると云われるべきである。しかしながら外部の者がその者に区別しないで贈与するときには、唯個有権者だけに取得される。善意で私に就役する自由な人間に於いて我々は同一を云う。その結果私はその者に何か或るものを贈与したときにも、私のものである。そしてそれ故に仮令私とその者に彼の労務を贈与したとしても、にも拘らずその者が彼の労務因り取得するものは何であれ、私に取得されるとポンポニウスは書いています。

50 ポンポニウス プラウティウスに因る第六卷

仮令公海岸中に或は海中に我々が建設したものが我々のものと成るとしても、にも拘らずそれを為すことが許されるという法務官の判決が適用されるべきである。否更にその他の者の不利を伴ってそれを為すときには、手で禁止されるべきである。

何故ならその者が作為することについて何等の民法上の訴訟も持たないことを私は疑わないからである。

51 ケルスス ディゲスタの第二卷

前文 敵に寝返りを打つ者を我々は戦争の法で収容する。

§ 1 敵の物として我々の許にあるものも、公有ではなく、却って先占者達のものとなる。

52 モデステイヌス 規範集第七卷

我々が占有すると抗弁を又は喪失するとそのものの取戻のための訴訟を持つときには常に、我々は物を我々の財産中に持つと理解される。

53 同人 クイントス・ムキウス註解第十四卷

我々の権力中にあるそれらの者を通じて市民法上取得されるそれらのものは、我々が取得するであろう。例えば問答契約がそれである。占有であるように、自然的に取得されるものを、誰でもを通じて我々のために占有することを望むと我々が取得するであろう。

54 同人 クイントス・ムキウス註解第三卷

前文 自由な人間は相続財産を我々のために取得することができる。善意で我々に就役する者は、にも拘らず自発的に「自己の条件を知って」着手したであろうときには、取得する。何故なら我々の命令で着手したときに、自己のために取得する意思を持たなかったならば、自己のためにも我々のためにも取得しない。もしその意識を持ったならば、自己のために取得す

る。

§ 1 善意で我々に就役する自由な人間は、購入もし或は売却し或は賃貸し或は賃借するように、我々のために確約すること、法上当然に債務を負うことができるであろう。

§ 2 しかし損害を与えると不法損害の訴訟で拘束されるであろう。その結果にも拘らず損害を与えることに於いて、外部の者に由るよりも軽くはなく、より重い過失を我々は要求しなければならぬ。

§ 3 それに対して我々の命令でそれらの者が我々の物の中で管理し或は我々の不在の間恰も委託事務管理人のように何か或ることを行爲するときには、それらの者に対して訴訟が賦与されるべきであろう。

§ 3 a 唯我々がそれらの者を購入したときのみならず、しかし更に我々に贈与され又は嫁資の名義に基づいて又は遺贈に基づいて我々に帰属し始めたときにも又は相続に基づいても、それらの者は同一を担保するであろう。唯我々が我々のものであると思つたときばかりでなく、しかし共有又は収益権に服するものであるときにも、にも拘らずその結果実際に共有又は利息を生むものであつたときに、取得されないものは、それを今日でもなお取得しない。

§ 4 にも拘らず自由な人間或は他人の奴隸又は善意で我々に就役する者が我々のために取得しないものは何であれ、それを或は自由な人間は自己に或は他人の奴隸は自己の所有者のた

めに取得する。自由な人間が占有することを使用取得することができるようなことは辛じてあるが、それを除く。蓋し自身が占有されている者が占有すると理解されないからである。しかし我々が善意で占有する他人の奴隷を通じて、所有者が、勿論占有していない逃亡奴隷を通じてしないのと同様に、特有財産の名義で不知で使用取得することができない。

55 プロクルス 書簡集第七卷

狩猟の原因で君が設置した罾の中に猪が陥った。罾にかかっている際に、私が解き放してそれを運び去った。私が君の猪を運び去ったと君には見られるかどうか？ 君が君のものであったと請求するときにも、それが解かれて私が森の中へ放ったならば、その事例で君のものであることを思い止まるのかそれとも留まるのか？ そして君は私を相手方として如何なる訴訟を持つのか、君のものであることを思い止まったときに、事実訴訟が賦与されるべきかどうか私は問う。同人は問う。私が罾を公有地中にかそれとも私有地中に設置したか、そして私有地中に私が設置したとき、私の土地の中かそれとも他人の土地の中か、そして他人の土地の中かときには、その者の許可によって私が設置したのかということに差異がないかどうか我々は考えて見よう。それに加えて猪自身が自らはずすことができない位罾の中に掛っているのか、それともより長く格闘すれば自らはずせたのであろうか、にも拘らず結果は次の通りであると私は思う。私の権力中に達するときには、私のものとなったが、し

かしながら私の野性の猪も君が自己の自然的自由に放しそしてその事実因り私のものであることを思い止まったときには、私に事実訴訟が賦与されるべきである。例えば或者がもう一方の者の酒盃を船因り投げ出した際がそれであると解答された。

56 同人 書簡集第八卷

前文 長さが私の地所の境界線を何等越えない位で、島が私の耕地の前に面する河川中に生成した。その後漸次増大し、上方の隣人と下方のそれとの前に面して前進した。増加したものが、私のものに結合したのだから、私のものであるのか、それとも初めからその生じたものがその者の長さに属するものであったときには、この者のものである権利のものであるのか私は問う。プロクルスは解答した。島が君の耕地の前に面して生成したと君が書いた彼の河川は、寄洲作用の法を含み、島が、河川を越えて持っていた者の土地よりも君の土地の近くにあったときに、君の耕地の長さを越えない位ならば、全体が君のものとなった。そしてその後その島に寄洲作用で付合したものは、更にもし島が上方及び下方の隣人の前に面して前進する位付合したとしても、或は更に河川を越えて持っている者の土地により近かったとしても、それは君のものである。

§ 1 同様に私の岸の近くに島が生成して、その後河川全体が川流の大部分が流れていた自己の河床を残して私と島の間を流れ始めた際に、更に島が私のものに留まり、しかもそれにも拘らずその土地の部分が私のものと成るかどうかを君が疑う

ときに、私は問う？ 君がどのような見解を私に書くか、私は請う。プロクルスは解答した。島が君の土地のより近くに初めからあった際に、河川がその島と河川を越えてあった隣人のその土地との間にあるより大きな河川を残して、その島と君の土地との間を流れ始めたときには、それにも拘らず島は君のものに留まる。しかしその島と隣人の土地との間にあった河床は君の島の近くの部分が君のものであり、しかしながら隣人の地所の近くの部分はその者のものであると理解される位で、中間で分割されなければならない。島のもう一方の部分因り河川の河床が干上った際にも、島であることを思い止まったと私は理解する。しかし島であった耕地を島と呼ぶことで事物はより容易であると理解された。

57 パウルス プラウティウス註解第六卷

夫由り贈与された奴隷を通じてこの女に贈与された女の物に基づいて勿論或るものが取得されることができないとユリアヌスは書いている。というのはこのことは善意で就役する者達の人格に於いて承諾されたからである。

58 ヤヴォレヌス カッシウスに因る第十一卷

どんな物が海因り引き上げられようと、所有者が遺棄されたものとして看做し始める以前には、引き上げた者のものであり始めない。

59 カリストラトス 質疑録第二卷

私の委任に基づいて購入された物は、購入した者が私に引渡

した以前には、私のものと成らない。

60 スカエウオラ 解答録第一卷

ティティウスは木の板因り作られた新しい穀物の移動可能な倉庫をセイウスの地所の中に設置した。両者のいずれが倉庫の所有者であるか問われる。陳述されたことに従えばセイウスのものと成らなかつたと同人は解答した。

61 ヘルモゲニアヌス 法の省録集第二卷

前文 相続財産は法の夥しい部分に於いて所有者として看做される。そして所有者に相続上の奴隷を通じて取得される程度迄相続財産にも亦。実際に人格の作為又は勞務が要素から熟望されるこれらに於いては、何ものも奴隷を通じて相続財産に取得されることができない。ところがその他には仮令相続上の奴隷が相続人として創設されることができるとしても、にも拘らず所有者の命令する人格で開始することが熟望されるので、相続人が待たれるべきである。

§1 人格なしに設定されることができない用益権は相続財産のために奴隷を通じて取得されない。

62 パウルス 手引書第二卷

嫁資の土地及び誰か或者がこのものの取引を持たない物のような、唯譲渡だけされることができない若干のものは、総体を通じて相続人へ移行する。何故ならたとえその者に遺贈されることができないとしても、にも拘らず相続人として創設されるとそのものの所有者が招来されるからである。

前文 他人の権力中にある者が埋藏物を発見したときには、この者のために取得する者の人格に於いてこのことが云われるべきであろう。他人の耕地の中で発見したときには、一部をその者のために取得し、逆に両親又は所有者の場所の中で発見したときには、全部が彼のものであるが、しかしながら他人のものの中でのときには、一部が。

§ 1 共有の奴隷が他人のものの中に発見したときには、所有権の持分に応じてかそれとも常に衡平に取得するのか？ ところが相続財産或は遺贈或は他の者由り贈与されて奴隷に引渡されたものに於けるのに類似している。蓋し埋藏物は幸運の贈物と信じられるからである。無論発見者に随う部分は、この持分に依りて各人が奴隷の所有者である組合員へ帰属する。

§ 2 共有の奴隷が所有者の一人の個有の土地の中に発見するときには、土地の所有者に常に随う部分については、唯地所の所有者だけのものであることが疑われなかつた。実にもう一方の組合員が部分のうち何等かのものを持って行くかどうかを考えて見られるべきであり、そして奴隷が一人の所有者の命令で問答契約し、又は「引渡を通じて」何か或るものを受領し或は名指しでもう一方の者のために受領する際に、類似であるかどうか、後説がより良い見解と云われることができるであろう。

§ 3 もしこの中に他人の用益権がある奴隷が、奴隷を所有する者の場所の中で発見したならば、全部が彼のものであるか

どうか？ 他人のものの中でのときにも、一部を同一人のために取得するのか、それとも逆に用益権者のためにか？ 奴隷の労務に基づいて取得されるかどうかという点に於ける洞察がある。土壤を掘り返して発見したことを想起せよ。これは用益権者のものであると云われる。逆に突然に隠された場所の中に置かれたものを何事も行なわずに、却ってただ散歩していて発見するものは、個有権の所有者のものである。私は彼のものの一部が用益権者へ帰属するとは裁定しない。というのは誰も奴隷の労務で埋藏物を探すのではなく、それ故にその時に土壤を掘り起したのではなく、却って他の事に労務を用い、幸運が或ものを齎らしたからである。従って用益権者自身の地所の中で発見したときには、耕地の所有者が持つであろう唯それだけの部分を、もう一方の部分は奴隷の中にこの者の個有権がある者へ帰属すると私は思う。

§ 4 もし債権者が発見したならば、他人のものの中で発見したと見られるであろう。従って一部を自己に、一部を負債者に履行するであろう。金銭が受け取られなければ、債権者ではなく、発見者の権利で埋藏物因り債権者の許に留まっているものを返還する。これがこのようである際で、しかも皇帝の裁可に基づいて債権者が個有として地所を所有権の権利で保有し始めた際には、質受けの設定された期間内では、質の訴訟事件が取扱われる。しかしながら期間満了後そのものの中で発見された埋藏物を金銭が弁済される前には全体として保有するであ

ろう。逆に「設定された期間」内に負債が提供されると、総体が履行され且単一の請求者に於いて撤回されるのだから、返還されなければならぬであろうが、しかし半分は発見者に常に残ると定められたので、唯部分に依じてである。

64 クイントス ムキウス スカエヴォラ定義録一卷本

各人が他人のものを財産評価へ導くものは、少しもその者のものと成らないというのがより良い見解である。

65 ラベオ パウルスに由る省録集ピタノン第六卷

前文 私が君に手紙を送ったときには、君に与えられた以前には、それは君のものでないであろう。パウルス…否反対である。何故なら君が私に君の郵便配達夫を送り、私が返事を書くために文書を君に送ったときには、私が君の郵便配達人に引渡したや否や君のものとなる。君の事のためだけに私が送ったこれらの文書に於いても同一が起る。例えば私が君を誰か或者に推薦するよう君が私より請求し、私がその推薦状を君に送ったときがそれである。

§1 万一河川中の島が君の個有のものであるならば、その中には何も公有に属するものがない。パウルス…否この種の島に於いては河岸は河川に、そして海岸は海に最も近く公有であり、同様に境を接する耕地に於いても法の同一である。

§2 万一公河川中に島が君の土地の最も近くに生じたならば、それは君のものである。パウルス…河川の河床自体に接合されているのではなく、却って茂み又は他のどんな軽い材料で

島の地盤が接触しない位に支えられていて、そして自身で動かされるその島についてこれが虚偽でないか我々は考えて見よう。というのはこの島はほぼ公有であって且河川自体に属するものであるからである。

§3 パウルス…河川中に生じた島が君のものであって、次いでその島と反対の河岸との間に他の島が生じたときには、その名義での測量は君の耕地由りではなく、君の島由り用意されるべきであり、このことの故にその島は君のものとなる。近接の故により後の島が誰のものであるかが問われるこの者の耕地がどのような種類であるかということが一体何の差異があるのか？

§4 ラベオは同巻で、公有地中に生成したり又は建築されたものが、公有であるときには、公河川中に生じた島も亦公有でなければならない。

66 ヴヌレイウス 特示命令の第六卷

妊娠した婦人が遺贈され又は使用取得され又は他の何等かの方法で譲渡されて子を産む際には、受胎した際その時にその者がこの者の者であった者のものではなく、出産された際にこの者のものである者のものと成る。

## 第二章 占有取得或は喪失について

### 1 パウルス 告示註解第五四卷

前文 占有は、ラベオも述べるように、恰も位置のように、  
§ 28 座席由り名付けられる。蓋しギリシヤ人がカトケーンと云ったことに静止している者に由り自然的に保持されるからである。

§ 1 そして物の所有権は自然的占有因り始つたとネルヴァ息子は述べそしてその事の痕跡は陸地海及び空で捕獲されるこれらのものの中に残留している。何故ならこれらのものは最初にそれらのものの占有を占取した者のものとなるからである。同様に戦争で捕獲されたもの及び海中に生成した島及び海岸で発見された寶石宝玉真珠は最初にそれらのものの占有を手に入れた者のものと成る。

§ 2 しかしながら我々は我々自身を通じて占有を入手する。

§ 3 狂人と被後見人は後見人の授権なしで占有することに取掛ることができない。蓋し概して自己の身体から物を触れるとはいえ、或者が眠っている者に何か或るものを手中に置くときのように、保護する意向を持たないからである。しかし被後見人は後見人の授権で占有することに取掛る。オフィリウスは勿論ネルヴァ息子も更に後見人の授権なしで被後見人が占有することに取掛ることができると述べる。というのはそれは事実の事であつて、権利の事ではないからである。蓋し觀念を捕え

るようなその年齢に属するものであるときには、この見解は受け入れられることができる。

§ 4 男が妻に贈与原因で占有を讓歩するときには、多数の学者はその女が占有すると思う。夫が、占有することを望まなかつた場合に、速やかに占有を喪失したのだから、婦が占有しないと云うことが何で重要なのか？

§ 5 同様に我々は権力中にある奴隸又は息子を通じて占有を取得する。そして更に知らなくても、勿論特有財産として保有するそれらの物のである。このようにサビヌスとカッシウスとユリアヌスによって定められた。我々がそれらの者に特有財産を持つことを許可した者は我々の意志で占有すると理解されるからである。随つて特有財産の原因に基づいて幼児も狂人も占有を取得し使用取得する。相続上の奴隸が購入するときには、相続人も。

§ 6 しかし仮令他人のものであるか或は自由人であっても、善意で我々が占有する者を通じても、我々は占有を取得する。悪意で我々がその者を占有するときには、その者を通じて占有が我々に取得されるとは私は思わない。しかし逆に他人によつて占有されている者は所有者のためにも自己のためにも取得しない。

§ 7 個有のものを通じてのように共有のものを通じて我々は取得する。更に奴隸が一人の者のため取得しようとしてこれを行爲するときには、所有権取得に於けるように個々人が全額



に対して取得する。

§ 8 この者の中に利益権を我々が持つ奴隷を通じて、我々は占有することができる。その者が自己の勞務因り我々のために取得するのを常とするように、我々が自身を占有することは関係がない。何故なら我々は息子を占有しないからである。

§ 9 その他にこの者を通じて我々が占有することを望む者も、占有する觀念を持つような者であらねばならない。

§ 10 そしてそれ故に君が占有するために、君が発狂した奴隷を送ったときには、全然君が占有を占取したとは見られない。

§ 11 もし未成熟者を君が占有するために送ったならば、被後見人が「概して後見人の授權で」占有を取得するように、君が占有することを始める。

§ 12 何故なら女奴隷を通じて君が占有を手に入れることができることは疑われないからである。

§ 13 被後見人は、後見人の授權で奴隷が占有へ行くことを命じたときには、成熟者であれ、未成熟者であれ奴隷を通じて占有を取得する。

§ 14 逃亡中にある奴隷を通じて何ものも我々は占有することができないとネルヴァ息子が述べる。他の者に由り占有されない限り、我々に由りその者は占有され、順って中間時に更に使用取得される。しかし何人もその者の占有を手に入れなかった限り、使用取得が成就されると、便宜上受け入れられた。しかしながら占有は、我々が屬州中に持っている者を通じてのよ

うに、その者を通じて取得されるというのがカッシウス及びユリアヌスの見解である。

§ 15 有形的に質物として与えられた奴隷を通じて我々は占有を取得しないとユリアヌスは述べる（というのは単に一つの原因のため、即ち使用のためにだけその者は負債者に由り占有されると見られるからである）。そして債権者のためにはない。蓋し債権者は、仮令その者を占有するとしても、問答契約でも何等かの他の方法でもその者を通じて取得しないからである。

§ 16 古人達は我々が相続上の奴隷を通じて同一の相続財産に属するものを取得することができないと思つた。従つてこの規範が、多数の奴隷が遺贈されたときに、一人を通じてその他の奴隷が占有されることができるといふように、より詳細に拡大されるべきかどうか論議された。（多数の奴隷が）同時に購入され或は贈与されたときに、同一が熟考された。しかしこれらの事件で私が一人の者を通じて残余の者の占有を取得することができるというのがより眞実である。

§ 17 一部につき相続人として創設された者に遺贈されたときには、遺贈の原因に基づいて持つ部分の故に、相続上の土地の占有を取得する。

§ 18 共有の奴隷が相続を開始するよう私が命令したときには、同一が云われるべきである。蓋し私の持分の故に私が取得するからである。

§ 19 我々が奴隷達について云つたことは、自身も我々のた

めに占有を取得しようとするときは、このような状態である。何故なら君の奴隷が占有するよう君が命令し、そしてその者が君のためには望まず、却って寧ろティティウスのために取得する意思で歩み入ったときには、占有は君のために取得されなかったからである。

§ 20 委託事務管理人後見人及び保佐人を通じて占有は我々に取得される。しかしながらそれらの者が自己の名義で占有を手に入れ、自己の労務だけを適応させる意識でない際には、我々のために取得することができない。さもなくて我々の名義で受領する者を通じて占有が我々に取得されないと我々が云うときには、この者に物が引渡された者は、占有する意思を持たないのだから、占有しないし、占有を譲歩したので、占有しないという結果になるであろう。

§ 21 それが現在している際に、売主が委託事務管理人に物を引渡すよう私が命令したときには、私に引渡されたと見られるとプリスクスは述べる。負債者が貨幣を他の者に与えるよう私が命令したときにも、同一である。というのは身体でと接触で占有を占取する必要はなく、却って更に目でと意向でという論拠に、円柱のように重量の大ききの故に動かされることのできないそれらの物は、よるからである。何故なら物が現在する中で同意したときには、それらは引渡されたものとして看做されるからである。ブドウ酒の酒蔵の鍵が買主に引渡された際には、ブドウ酒が引渡されたと見られる。

§ 22 市民は自ら何も占有することができない。蓋し総員が同意することができないからである。しかしながら広場と公の建造物この種の他のものを占有してはいけないが、しかしごちやごちやと使用している。しかし特有財産として取得した奴隷を通じて占有することも使用取得することもできるとネルヴァ息子は述べる。しかし若干の学者は反対だと思ふ。蓋し故に奴隷自体を占有してはいけないからである。

## 2 ウルピアヌス 告示註解第七十卷

しかし市民達は占有することも使用取得することもでき、そしてそれは市民達に奴隷を通じても自由人を通じても取得されるであろうというこの法を我々は用いている。

## 3 パウルス 告示註解第五四卷

前文 しかしながら有体であるものは、占有されることができ。

§ 1 そして我々は占有を体素と意思から入手し、ひとり意思だけでも又はひとり体素だけでも入手しない。しかし我々が体素からと意思から占有を取得しなければならないと云ったことは、土地を占有しようとする者がすべての土くれを一回り歩いて来ることではなく、却って境界迄の全体の土地を占有することを望むという意識と考へである限り、どこでもその土地の一部に歩み入るだけで足りるといふ位で兎角受け止められるべきである。

§ 2 物の不確定な部分を占有することは誰もできない。例

えばティティウスが占有するものが何であれ、君も亦占有することを望むという意識で君があるときがそれである。

§ 3 自然的占有が先行しないときには、唯意思だけで我々が占有を取得することができないとネラティウスとプロクルス。私の土地の中に埋蔵物が置かれているのを私が知っているときには、占有する意向を私が持ったであろうと同時に、直ちに私は占有する。蓋し自然的占有に思い止まったものを意思が満たすからである。その他には土地を「長期の占有で」取得した者は、仮令土地の中にあることを知らなくても、更に埋蔵物を取るとブルトスとマリウスが考えたことは真実ではない。というのは知らない者は、仮令土地を占有していても、埋蔵物を占有しないからである。しかし知っているときでも、「長期の占有で」取得しない。蓋し他人のものであることを知っているからである。若干の学者はサピヌスの見解がより真実であると思うが、場所から動かされたときを除き、知っている者も占有することにはならない。蓋し我々の監視下にないからである。これらに私は同意する。

§ 4 使用取得した者は買主としても自己のものとしても占有すると若干の学者が思うように、極めて多くの原因に基づいて我々は同一物を占有することができる。というのはこのように買主として占有した者に私が相続人としてあるときにも、私は同一物を買主としても相続人としても占有するからである。というのはなるほど所有権は一つの原因に基づくのでなければ

起り得ないが、しかし一つの原因に基づいてだけ我々が占有することもできるからである。

§ 5 反対に多数の者が同一物を全体として占有することができない。私がおか或るものを保有する際に、君も亦保有すると見られるのが、性質に反することはもちろんである。にも拘らず容假的に与えた者は自身も占有し、容假的に受領した者もとサピヌスは書いている。同じくトレバティウスは或者が正当に、或者が不法に占有することができると判断するのを是認するが、二人の者が不法に或は二人の者が正当にできないと。これをラベオは非難する。蓋し故に占有の全体に於いて或者が正当に、それとも不法に占有するということは夥しい差異がないからである。これはより真実である。というのは私が立っているその場所の中に君が立っていると見られ、或者が座っているその所で君が座っていると見られるのと同様に同一の占有が二人の者の許にあり得るからである。

§ 6 占有の喪失に於いても亦占有する者の意向が斟酌されるべきである。従って君が土地の中にあるが、にも拘らず君がそれを占有することを望まないときには、すぐに君は占有を喪失する。随って仮令取得されることができないとしても、唯意思だけで喪失されることができ。

§ 7 しかし他の者が土地の中にあるとはいえ、君が唯意思だけで占有するときにも、にも拘らず依然として君は占有する。

§ 8 或者が家を追剥ぎによって占領されたと報らせそして

所有者が恐怖から驚愕して近づくことを望まなかったときには、その者は占有を喪失したと定められる。もしこの者を通じて私体が体素から占有していた奴隷が或は死に或は四散したならば、私は意思から占有を保持するであろう。

§ 9 私が他人に引渡したときにも、私は占有を喪失する。何故なら又は我々が我々の意思で立ち去ったか又は暴力で奪われる迄は我々が占有すると定められているからである。

§ 10 私が占有していた奴隷が、スパルタクスが為したように、自ら自由人として振舞い、自由に関する審判手続を受諾するよう用意したときには、この者に自ら相手当事者となる準備をした所有者に由り占有されるとは見られないであろう。しかし長期間自由身分に止まっているときにのみ、これは真実である。さもなくて奴隷身分の占有に基づいて自由身分については、裁判上主張して、自由に関する審判手続を請願したときには、それにも拘らず私の占有中にあり、そして自由人であると宣告されるまで、私は意思からその者を占有する。

§ 11 仮令我々がその他の期間それらを放置しているとしても、冬期及び夏期の牧場を我々は意思から占有する。

§ 12 その他には我々が小作人及び奴隷を通じて云ったように、我々は我々の意思からと更に他人の体素から占有する。若干のもの即ち奴隷が特有財産として用意したものを、更に知らなくても我々が占有することに我々は動揺すべきではない。何故なら我々はそれらのものを同一人に属するものとして、意思

からと体素から占有すると見られるからである。

§ 13 ネルヴァ息子には、人間を除き動産は我々の監視下にある限度で、即ち我々が望むときには、我々が自然的占有を手に入れることができるという限度で、占有されるといふ。何故なら家畜は道に迷うと同時に又は容器は発見されない位にころがり落ちると、何人に由っても占有されていないとはいへ、すぐに我々に由り占有されるのを思い止まるからである。我々の監視下にあるが発見されないときには、類似してはいない。蓋しそのものの現在にはあり、そのうちに念入りな搜索が単に行なわれていないだけであるからである。

§ 14 同様に、狩猟園に我々が押し込めた野獣及び養魚池の中に封じ込めた魚は我々に由り占有されるが、しかし湖水中にある魚又は森で囲まれた中でうろつき廻っている獣は我々に由り占有されない。蓋し故に自然的自由の中に残されているからである。さもなければ更に或者が森を購入したときでも、その者はすべての獣を占有すると見られるが、これは虚偽である。

§ 15 しかしながら我々が押し込めて飼育する鳥を、又はこれらが馴らされて我々の監視に服従したときには、我々は占有する。

§ 16 我々の建物から飛び去る鳩も亦、同様に我々の蜂房因り飛び出しそして習慣に従って戻る蜂も我々に由り占有されると若干の学者が思うのは適法である。

§ 17 河川又は海が占領した場所を私が占有するのを思い止

まるとラベオとネルヴァ息子は解答した。

§ 18 君の許に寄託された物を盗を為す原因で君が領得する  
 ときには、私は占有するのを思い止まる。しかしそのものを君  
 が場所から動かさないが、君が白をきる意思を持っているとき  
 には、多くの古法学者及びサビヌス及びカッシウスが占有が私  
 に留まると解答するのは適法である。蓋し盗は領得なしには為  
 されることができず、盗は意思で犯されないからである。

§ 19 何人も自己のために自身が占有の原因を変更すること  
 ができないと亦古人達に由り指示された。

§ 20 しかし私の許に寄託し或は使用貸与した者が、そのも  
 のを私に売却し或は贈与したときには、私は勿論占有していな  
 かったので、私が占有の原因を私のために変更するとは見られ  
 ない。

§ 21 占有の類は我々のものでないものの取得する原因とも  
 同じように数多くある。例えば買主として…贈与として…遺贈  
 として…嫁資として…加害者委付として…陸地及び海或は敵  
 因り我々が捕獲するもの或は事物の性質に於いてあるように、  
 自身のために為したこれらのものに於けるように、自己のもの  
 としてというのがそれである。そして全体として寧ろ一つの占  
 有する類があり、無限の種がある。

§ 22 或は更に占有の類は二つの種に分割されることができ、  
 その結果又は善意で又は善意でなく占有される。

§ 23 しかしながらある時官職の命令で物を保全する原因で

我々が占有するときに、クイントス・ムキウスが占有の類の間  
 に置いたものは最も不適当なものである。何故なら債権者を物  
 を保全する原因で、未発生損害の担保が与えられないので、或  
 は胎児名義で、占有へ送る者は、占有をではなく、却って物の  
 監視と監督を許し与えるからである。そしてそれ故に未発生損  
 害に担保を与えない隣人から私が占有へ送られた際には、それ  
 が長期の期間から成るときには、更に法務官は事件を審理して  
 我々に占有することと「長期の占有を通じて取得する」ことを  
 許可する。

4 ウルピアヌス 告示註解第六七卷

息子が特有財産の名義で占取するものは何であれ、仮令息子  
 が自己の権力中にあることを知らなくても、その者の父親はそ  
 れを占有する。更にそれ以上に息子が奴隸と同様に他人に由り  
 占有されているときでも、同一が是認されるべきである。

5 パウルス 告示註解第六三卷

問答契約に基づいて私が君にステイクスの義務を負い、その  
 者を引渡さないが、しかしながら君が占有を手に入れたときに  
 は、君は盗賊である。等しく私が売却したが、物を引渡さな  
 ったときに、君が私の意志によらずに占有を手に入れたならば、  
 君は買主として占有するのでなく、却って君は盗賊である。

6 ウルピアヌス 告示註解第七十卷

前文 自己に争が為されるのではないかと懸念しそして争を  
 為すことを恐れた者の知らない間に、ひそかに占有中に侵入す

る者は隠秘に占有すると我々は云う。しかしながら隠秘でなく占有する際に、自らを隠匿した者は隠秘で占有すると見られぬ状態中にある。というのは占有を占めていく理由ではなく、却って占有を手に入れた起源が探知されるべきであるからである。この者にその物が帰属している者の知又は意志で又は他の何等かの理由から善意で占有を手に入れる者は誰であれ隠秘に占有することを始めたわけではない。従って、とポンポニウスは謂う、将来争があることを恐れて、恐れた者の知らない間にひそかに占有中に入り込んだ者は隠秘で占有を手に入れる。

§1 市場へ出掛けた者が誰も（留守番に）残さず、そしてその者が市場由り戻る間に、誰か或者が占有を占領した。その者が隠秘に占有すると見られるとラベオは書いている。故に市場へ出発する者は占有を保持する。しかし回帰する者が所有権を喪失しなかったときには、隠秘でなく寧ろ強暴で占有すると理解される。

#### 7 パウルス 告示註解第五四卷

しかしより大きな力をはばかって、土地へ回帰することを望まないときには、占有を喪失したと見られるであろう。そしてネラティウスも亦このように書いています。

#### 8 同人 告示註解第六五卷

宛も何等占有が、意思からと体系からでなければ、取得されることができないように、このようにこれらに於いて両方共が反対の意図で行なわれるのでなければ、何等喪失されない。

#### 9 ガイウス 属州告示註解第二五卷

一般的には、例えば委託事務管理人客友人の各人が全く我々の名義で占有中にあると、我々が占有すると見られる。

#### 10 ウルピアヌス 告示註解第六九卷

前文 或者が先ず賃借したが、後に容仮的に懇願したときには、賃借由り退ぞいたと見られるであろう。もし先ず懇願し、その後には賃借したならば、賃借したと見られる。というのは最も新らしく為されたことが、寧ろ行われると見られるからである。このことポンポニウスも述べる。

§1 同じポンポニウスは、勿論地所を賃借した者が、しかしながら容仮的に懇願すると、その結果占有するのではなく、却って占有中にあることになるかどうかと云うことを調べるのは極めて卓越している。（しかしながら遙かに隔っている。というのは占有することは一方のことであり、占有中にあることは遙かに他方のことであるからである。要するに遺贈として、未発生損害の担保として物の保全の原因は占有するのでなく、却って監視の原因で占有中にある。）もし為されたならば、両者は共に役立つ。

§2 或者が賃借もし、占有するために、容仮的に懇願したときに、勿論一片の貨幣で賃借したならば、唯容仮占有のみをその者に保持することは何等疑問がない。蓋し一片の貨幣中にある賃借は価値がないからである。逆に代価のとき、その時には以前に為されたことと区別されるべきである。

#### 11 パウルス 告示註解第六五卷

法務官の授権で占有する者は、正当に占有するであろう。

12 ウルピアヌス 告示註解第七十卷

前文 用益権を持つ者は自然的に占有すると見られる。

§ 1 個有権は占有と共に何等共通性を持たない。そしてそれ故に物を権利主張し始めた者には、不動産占有保持特示命令が拒絶されない。というのは物を権利主張した者は占有に断念したとは見られないからである。

13 同人 告示註解第七十卷

前文 石がティベリス川の中へ難船で沈みそして期間の後に引き上げたときには、所有権が、沈んでいたその期間を通じて原状のままであったかどうかポンポニウスは報告する。私は私が所有権を保持すると思うが、占有をとは思わず、そして逃亡奴隷に類似していない。何故なら逃亡奴隷は、自身が我々を占有から略取しないようにすることの故に、我々に由り占有されると見られるからである。それに対して石に於いては隔っている。

§ 1 或者が前主の人格に基づく補助を使用する際には、自己の原因と共に自己の瑕疵も使用しなければならない。要するに我々は占有の加算に於いて売主の強暴と隠秘と容仮について付け加える。

§ 2 これに加えて或者が奴隷を売主に返したときには、その者の人格に基づいて加算を使用することができるかどうか問われる。蓋し売却の解除は取り返しであり、買主が売主の加算

を使用するのと、売主が買主のを使用するのとでは他であるからである。後説が寧ろ是認されるべきであると私は思う。

§ 3 自由な人間或は他人の奴隷が、善意で就役していた際に、調達して他人のために占有を取得したときには、自由人も奴隷の所有者も加算を使用してはならない。

§ 4 相続人が最初に占有しないときに、遺言者の占有がその者に加算するかどうか問われた。蓋し故に買主の権利よりも加算のそれの方がより完全であるからである。しかし買主に對することは、相続人に対しても亦是認されるというのが、より気がきいている。

§ 5 しかしながら単に死亡に添えられた遺言者の占有が相続人に役立つばかりではなく、実に嘗って遺言者のものであったであろうそれも亦。

§ 6 嫁資に於いても亦、物が与えられたか或は嫁資に基づいて受け取られたであろうときには、加算は或は夫に或は妻に与えられるであろう。

§ 7 容仮的に許し与えた者が、この者に許し与えた者の人格に基づいて加算を使用することを望むときに、できるかどうか問われる。容仮的に許し与えた者は、容仮占有が存続する限り、加算を使用することができないと私は思う。にも拘らず容仮的なものが破棄されて占有を回収したときには、容仮的に占有されたその期間の占有を加算すると云われるべきである。

§ 8 事実に基づいて、或者が手から放たれたが、自己に特

有財産が許し与えられていないのに、特有財産の原因に基づいて物を持ち、次いで所有者が占有が連れ戻されることによって加算を使用しようとするときにはできるかどうか問われた。隠秘の素質があるこの加算は与えられるべきでない定められた。§ 9 盗賊によって占有されたが、審判人の命令で物が私に返還されたときには、加算が私に与えられるべきであると定められた。

§ 10 しかし受遺者にも、遺言者の許にあつたその期間の加算が与えられるべきことは知られるべきである。相続人の占有が受遺者に加算するかどうか我々は考えて見よう。そして純粹であれ条件であれ残されると、相続人が条件出現或は物の返還前に占有する期間のそれは受遺者に貢献すると云われるべきであると私は思う。しかしながら遺贈或は信託遺贈が真実であつたときには、遺言者のそれは常に受遺者に有益である。

§ 11 しかしこの者に物が贈与された者も、贈与した者の人格に基づいて加算を使用する。

§ 12 加算は個々の占有を持つ者達の人格の中に余地を持つ。その他には加算は自身が占有する者のためにでなければ、誰にも貢献しない。

§ 13 それに加えて勿論瑕疵の占有には何もかも加算することができない。しかし瑕疵のないものには、瑕疵がない。

#### 14 パウルス 告示註解第六八卷

前文 奴隷或は家子が売却したときには、私の掌中にあつた

そのものの加算が与えられるであろう。無論私の意志で又は自由な特有財産の管理を持った特有財産について、売却したときである。

§ 1 亦後見人保佐人が売却すると被後見人或は狂人が占有するその期間の加算が与えられるであろう。

#### 15 ガイウス 風州告示註解第二六卷

我々から窃取された物は、暴力で連れ去られたものと等様に占有することを思い止まると理解される。しかし我々の権力中にある者が窃取したときには、物が自身の許にある限り、その限りで我々は占有を喪失しない。蓋しこの種の人格を通じて占有は我々に取得されるからである。そして逃亡奴隷を占有すると我々が見られるのは、その者が、宛も他人の物の占有を横領することができないように、勿論自己のものをできないというこの理由である。

#### 16 ウルピアヌス 告示註解第七六卷

妻が男に又は男が妻に贈与したものは、占有者として占有される。

#### 17 同人 告示註解第七六卷

前文 或者が暴力で占有から追い出されたときには、強暴についての特示命令で占有回収の権能を持つので、占有すると等様に看做されるべきである。

§ 1 所有権と占有との相違は、或者が所有者であることを望まなくても、それにも拘らずその者の所有権が存続するが、



しかしながら各人が占有することを望まないといふ決心すると占有は去るということである。随つて或者が後に占有することがその者に返還されるという意識で占有を引渡したときには、その者は占有することを思い止まる。

18 ケルスス ディゲスタの第二三巻

前文 私が私の名義で占有するものを、私は他人の名義で占有することができる。というのは私は私のために占有の原因を変更するのでなく、却つて私は占有することを思い止まり、私は私の奉仕で他の者を占有者と為すからである。占有することと他人の名義で占有することとは同一ではない。何故なら或者の名義で占有されたものを、占有し、委託事務管理人は他人の占有に奉仕を履行するからである。

§ 1 偶々覆われた外貌の中で平静な状態にあつたので、この者を君は自己の意識に属するものであると判断して、狂人に君が物を引渡したときには、彼は占有を入手しなかつたとはいへ、君は占有することを思い止まつた。もちろん更にもし君が移転していなくても、占有を委棄するに足りる。というのは移転するときと違わず、或者が委棄することを望むというのは笑うべきであるからである。否自ら移転すると判断するのだから、その者は委棄することを望んでゐる。

§ 2 私が購入したものを売主が私の家の中に配達するよう私が命令したときには、仮令未だ誰もそれを接してないとしても、私が占有することは確定である。私に隣接する土地を商人

である売主が私の塔の中で証明し、そして自ら空虚な占有を引渡すと云つたときには、私が足を境界に踏み入れたときに劣らず、私は占有することを始める。

§ 3 私が土地の一方の部分中にある間に、他方に或者が隠秘に占有者の意思で侵入したときには、私が知ると同時に容易に境界から追い払うので、私はその場で占有することを思い止まつたと判断されるべきではない。

§ 4 これに反して軍隊が巨大な力を以つて侵入したときには、ただ侵入したその部分だけを占める。

19 マルキアヌス、ディゲスタの第十七巻

前文 善意で他人の土地を購入した者が、同一を所有者由り賃借した。占有することを思い止まつたのか否かと私は問う。占有することを思い止まつたのはあからさまであるといふは解答した。

§ 1 何人も自己のために占有の原因を変更することができないと古法学者の著作で書かれたことは、或者が最初の占有を委棄して、改めて他の原因に基づいて同一物の占有を手に入れることを望むときではなく、体素からと意思から占有に迫つて唯他の原因に基づいてそれを占有することだけを決心する者について審理されると信じられるべきである。

20 同人 ディゲスタの第十九巻

或者が使用のために与えた物を売却しそして買主に引渡されることを命令したが、彼が引渡さなかつたときには、或る場合

には所有者を占有から横領したと見られ、或る場合には反対である。何故なら返還請求する者に使用貸与物が返却されない際、その時に勿論必ずしも常に所有者が占有を喪失することにならないからである。一体返却しない正当且合理的な原因が他の何らかの点であったときには、兎角その者の占有を横領することにならないのではないか？

#### 21 ヤヴォレヌス カッシウスに因る第七卷

前文 時には我々自身が持たないものの占有を、他人に我々が引渡すことができる。例えば相続人として物を占有した者が所有者と成る以前に、容假的に相続人由りそれを懇願した際にそれである。

§ 1 難船に因り陸へ打上げられたものは使用取得されることのできない。蓋し故に遺棄中ではなく、却って喪失中にあるからである。

§ 2 投荷されたこれらの物に於いても法の同一であると私は判断する。蓋し故に安全のためにその間委棄されたものは、放棄されたものとして看做されたと見られることのできないからである。

§ 3 他人の物を容假的に懇願した者が、同一物を所有者由り賃借したときには、占有は所有者へ回帰する。

#### 22 同人 カッシウスに因る第十三卷

占有を保持することができない位で手に入れた者は、占有を入手したとは見られない。

#### 23 同人 書簡集第一卷

前文 我々が相続人として創設された際に、相続が開始されると勿論全ての権利は我々へ移行する。にも拘らず自然的に把握されたのでなければ、占有は我々へ帰属しない。

§ 1 敵の権力中に達したこれらの者に於いては、自己の物の保持に関する法は特殊法である。にも拘らず有体的にそれらの者は占有を喪失する。というのは自身が他の者に由り占有される際には、何か或るものを占有すると見られることができなからである。故にこれらの者が回帰すると、更にもし誰も中間時にそれらの者の物を占有しないと、新占有によることが必要である。

§ 2 同様に私がその者を占有するために、このように私が自由な人間を縛ったときには、その者が占有していたすべてのものを、私は彼を通じて占有するかどうか私は問う。君が自由な人間を縛ったときには、君がその者を占有するとは私は思わないと同人は解答した。このような状態にある際には、彼を通じてその物の物が君に由り占有されることは益々少ない。というのは市民法上私が私の権力中に持たない者を通じて、我々が何か或るものを占有することができるというのは、事物の性質が受け入れないからである。

#### 24 同人 書簡集第十四卷

君の奴隷が君の知らない間に暴力で占有するものを君は占有しない。蓋し故に君の権力中にある者は知らない間に君のため

に有体的占有を取得することができず、却つて特有財産に基づいてその者に帰属したものを占有するように、正当な占有を取得することができるからである。何故なら奴隷を通じて所有者も亦占有すると云われる時には、正原因に基づいて有体的に奴隷に由り保有されるものが奴隷の特有財産中にあり、そして奴隷が市民的には勿論占有することができず、却つて自然的に保有する特有財産を、所有者が占有すると信じられるという最高の理性を無伴伴している。逆に不法行為に基づいて占取されたものは、特有財産の故に占取するのではないことの故に、所有者の占有へ帰属しない。

25 ポンポニウス クイントス・ムキウス註解第二三卷

前文 我々が占有するものを何処にあるか、我々が知らない位に我々が失ったときには、我々は占有することを思い止まる。

§1 我々は我々の小作人及び借家人又は奴隷を通じて占有する。それらの者が死亡したり又は狂気になり始めたり又は他人に賃貸するときでも、我々が占有を保持すると理解される。この者を通じて我々が占有を保持する小作人と我々の奴隷の間には何等差異がない。

§2 しかしながら我々が唯意思だけで占有することは、他の者が体素から侵入し、その結果彼の者の有体的占有が優位する迄我々が占有するのか、それとも逆に（これは恰もより良い見解のように是認されるが）、誰か或者が回帰する我々を追払うか又は

我々が、侵入して占有中にある者に由り追払われることができるとは、懸念するような意思で我々が占有するのを思い止まる迄我々が占有するのか問われる。そしてより有用であると見られる。

26 同人 クイントス・ムキウス註解第二六卷

土地のうちの確定の場所は占有もされ「長期の占有を通じて」取得されることもできる。そして或は購入に基づき或は贈与に基づき或はどんなであれ他の原因に基づいて導入される確定の部分は不可分としてできるが、しかしながら不確定の部分は「引渡される」ことも「取得される」こともできない。例えばその土地に於いて私の権利に属するものは何であれというように、君に「私が引渡す」ときがそれである。何故なら知らない者は不確定であるものを「引渡す」ことも受領することもできないからである。

27 プロクルス 書簡集第五卷

意思から森林の占有を保有する者が、発狂し始めたときには、発狂している間は、その森林の占有を喪失することができない。蓋し狂人は意思から占有することを思い止まることができないからである。

28 テルトリアヌス 質疑録第一卷

私が何か或る物を占有しそして同一物を私がその後賃借するときには、私が占有を喪失するかどうか？ 如何なる意図で行なわれるかに於いて夥しい差異がある。というのは第一に私

が占有することを私が知っているかそれとも知らないかは差異があるからである。私が恰も私の物でないかのようにそれとも恰も私のものであるかの様に賃借するのか、私のものであることを知って、恰も個有権の考慮によるかそれとも単に占有のそれか、何故なら君が私の物を占有し、私が君由りその物の占有を購入し或は問答契約するときにも、購入も問答契約も有用であるであろうからである。特別に唯占有だけの賃借する或は容假占有を懇願する意思が介在すれば、容假占有も賃借もという結果が後続する。

#### 29 ウルピアヌス サビヌス註解第三十卷

被後見人は後見人の授權なしで占有を喪失することができる  
と定められるが、意思からのためではなく、体素からのため  
占有することを思い止まる。というのは喪失することができる  
ということは事実に属するものであるからである。偶々意思か  
ら占有を喪失することを望むときには、異なる原因である。と  
いうのはこれではできないからである。

#### 30 パウルス サビヌス註解第十四卷

前文 総体の建物を占有する者は、建築物中にある個々の物  
を占有したとは見られない。船についても本箱についても同一  
が云われなければならない。

§ 1 我々は占有を夥しい方法で喪失する。例えば我々が占  
有するその場所の中へ我々が死者を埋葬するときがそれである。  
何故なら宗教の場所又は神に奉納された場所を、たとえ我々が

宗教を輕蔑して私有物としてそれを保有するとしても、自由な  
人間をと同じように、我々は保有することができないからであ  
る。

§ 2 同様に未発生損害の担保が確約されなかつた故に、法  
務官が物の占有中へ命じた際には、所有者が意に反して占有を  
喪失するとラベオは述べる。

§ 3 同様に海に又は河川で占領されたものを、我々は占有  
することを思い止まる。又は占有する者がもう一方の者の権力  
中に帰すとき、

§ 4 同様に動産であるものを、我々は夥しい方法で占有す  
ることを思い止まる。又は我々が望まないとき、又は例えば我  
々が奴隷を手から放ったときがそれである。同様に私が占有し  
たものが他の種へ移転したとき、例えば羊毛因り作られた衣服  
がそれである。

§ 5 私が小作人を通じて占有するものは、自身が占有を手  
に入れるのでなければ、私の相続人は占有することができない  
であろう。というのは我々は意思から占有を保持することがで  
きるが、入手することは我々ができないからである。しかし私  
が買主として占有するものを、更に小作人を通じて、更には  
私の相続人も使用取得するであろう。

§ 6 私が君に使用貸与したが、君が、君のものであると思  
っているティティウスに（使用貸与した）ときには、それにも拘  
らず私はそれを占有するであろう。私の小作人が土地を貸貸し

又はこの者の許に私が寄託した者が他の者の許に再び寄託したときも同一であろう。そしてそれが誰でも多数の人格を通じて為されたとしても、このように遵守されるべきであろう。

31 ポンポニウス サビヌス註解第三二卷

小作人が占有を見捨てる原因ではなく、土地から立ち去り、そしてそこに戻るときには、同一の賃貸人が占有すると定められる。

32 パウルス サビヌス註解第十五卷

前文 被後見人は後見人の授権なしには債務を負わないが、にも拘らず我々はその者を通じて占有を保持する。

§1 賃借人が物を売却しそしてそのものを買主由り賃借し、そして両方共に賃料を履行したときには、最初の賃貸人が占有を賃借人を通じて保持するというのが最も適法である。

§2 後見人の授権で始めるときには、幼児が占有することができるといふのが適法である。何故なら幼児の判断力は後見人の授権で補われるからである。というのはは有用性の原因でこれが受け入れられたからである。何故ならさもなければ幼児の受領する占有を誰も感じなかったからである。にも拘らず被後見人は後見人の授権なしで占有を手に入れることができる。同様に幼児は特有財産の名義で奴隷を通じて占有することができる。

33 ポンポニウス サビヌス註解第三二卷

土地の売主が更にもし誰か或者に買主を空虚な占有へ導入す

るよう委任したとしても、それが為される以前に、買主がひとりで占有へ来るのは適法ではない。同様に売主の友人が、売主が死亡しても、それを知る以前に、又は相続人達が禁止しないでそれを為したときには、適法に占有は引渡されるであろう。しかし所有者が死亡したことを知った際又は相続人達がそれを為すことを望んでいないことを知った際に、それを為したときには、反対であろう。

34 ウルピアヌス 討議録第七卷

前文 君が私をコルネリアヌスの土地の空虚な占有へ送り、私がセンプロニアタスの土地へ送られたと私が思い、そして私がコルネリアヌスの土地へ行ったであろうときには、私が占有を取得しないであろう。但し単に名称に於いてのみ我々が錯誤し、我々が物体に於いて同意したときには此限りではない。しかしながら我々が物体に於いて同意したのだから、にも拘らず占有が君由り退ぞくのかどうか、意思から我々が占有を捨て変更することができるか、ケルススもマルケルスも書いているのだから疑われることができる。そして意思から占有が取得されることのできる場合には、更に取得されたかどうか？ しかし錯誤する者が取得するとは私は思わない。故に多少とも条件付で占有から退ぞいた者は占有を喪失しない。

§1 しかし君が私にではなく、却って私の委託事務管理人に占有を引渡すときに、私が錯誤し、私の委託事務管理人が錯誤しなければ、私に占有が取得されるかどうか考えて見られる

べきである。そして不知の者に取得されると定められるのだから、錯誤する者にもできるであろう。しかし私の委託事務管理人が錯誤し、私が錯誤しないときには、むしろ私が占有を取得する。

§ 2 亦私の奴隷は不知であっても私のために占有を取得する。何故なら私に由り占有されているのであれ、何人に由っても占有されていなのであれ、他人の奴隷は、とケルススが書いているように、私の名義で占有を入手するときには、私のために占有を取得することができる。そしてこのこと自体も承認されるべきである。

### 35 ウルピアヌス 全ての法官席についての第五卷

占有の争の結末は単に両者のいづれが占有するかを先ず審判人が宣告するだけである。というのは占有について敗れた者は請求者の役を執り行ない、そしてその時に所有権について審理されるからである。

### 36 ユリアヌス ディゲスタの第十三卷

質の原因で土地を債権者に引渡す者は占有すると理解される。しかしその者が同一の土地を容仮的に懇願したときにも、等しく「永続する占有を通じて」取得する。何故なら債権者の占有が使用取得を阻止しない際には、容仮占有の懇願が障害であってはならないというのは遙かに意味がないからである。全然占有しない者よりも、容仮的に懇願した者はより多くの権利を占有中に持つであろうからである。

### 37 マルキアヌス 抵当権の方式書に関する一卷本

物が質の名義で与えられ占有が引渡されて、次いで債権者由り賃借されて、「抵当を」と与えた者が小作人として耕地の中に、しかしながら建物では借家人としてあるというように合意する。債権者はこれらの者を通じて占有すると見られる。

### 38 ユリアヌス ディゲスタの第四四卷

前文 不在の奴隷に自由身分中に止まるようにと書く者は、即座に奴隷の占有を委棄しようと思む意識を持つのではなく、却ってむしろ奴隷が確証されたその時期へ決定を保留することである。

§ 1 或者が、土地が自身のものであるときにのみ、どうか占有を譲歩すると云って、土地の占有を引渡したときには、土地が他人のものであるならば、占有は引渡されたと見られない。物が条件付で引渡されると、条件が出現しなければ、受領者のものと成らないように、このことはより以上に占有が条件付で引渡されることができると判断されるべきである。

§ 2 ティティウスに奴隷を売却した者が、その相続人にその者を引渡したときには、相続人は相続上の物の占有をその奴隷を通じて占取することができる。蓋し相続上の権利による奴隷がではなく、却って買主訴訟がその者へ帰属するからである。何故なら問答契約に基づき或は遺言に基づき奴隷が遺言者に義務付けられていたが相続人がその者を受領したときにも、相続人は相続上の物の占有を同一の奴隷を通じて取得することが禁

止されなかったからである。

39 同人 ミニキウスに因る第二卷

物が如何なる意識で係争物保管人の許に寄託されるかということに差異があると私は思う。何故なら占有を中止する原因で「そしてこれが明らかに是認されるべきであつたであろう」とときには、使用取得のためにその者の占有は当事者に役立たない。これに反して保管の原因で寄託されたときには、使用取得のためにその占有は勝利者に役立つと定められた。

40 アフリカヌス 質疑録第七卷

前文 私が占有する際に、質として私が君に与えたその土地から、君の奴隷が君を追い出すときには、依然として君が占有すると私は述べる。蓋し故にそれにも拘らず奴隷自身を通じて君が占有を保持するからである。

§ 1 偶々この者を通じて所有者が占有する小作人が死去したときには、小作人を通じて占有が保持され保存されると有用性の故に受け入れられた。この者の死亡で即座に占有が中断されると云われるべきではなく、却つて所有者が占有を入手するのを懈怠した際、その時にどうか（中断される）。小作人が自発的に占有から退去したときには、他であると判断されるべきであると彼は述べる。しかしこのことは誰も外部の者がその物を中間時に占有するのではなく、却つて常に小作人の相続財産中に存続したときには、真実である。

§ 2 私が君の奴隷をティティウス由り善意で購入し引渡さ

れて占有し、次いで私が君のものであることを確知した際に、君がその者を請求しないようにするために、私は匿し始める。その故にむしろこの時期から私が隠秘に占有するとは見られないと同人は述べる。何故ならそれに反して亦私が知つて君の奴隷を所有者でない者由り購入し、その際に隠秘で私がその者を占有し始めたときには、その後私が君に確報したとしても、それ故に私が隠秘で占有するのを思い止まるわけではないからである。

§ 3 私が私の奴隷を善意の買主から隠秘に奪き去つたときには、私が隠秘に占有するとは見られないと同人は解答する。蓋し容仮的懇願にも賃借にもよらずに、自己の物の所有権が保有され、秘密の占有の原因がこれら二つの原因に由り分離されることができないからである。

41 パウルス 法学提要第一卷

友誼の権利から友人の土地に立入る者は占有するとは見られない。蓋し体素から土地の中にあるとはいへ、占有する意思で立入らなかつたからである。

42 ウルピアヌス 規範集第四卷

前文 共有の奴隷は、更にもし所有者のうちの一人に由り全員の名義で占有されるとしても、全員に由り占有されると理解される。

§ 1 委託事務管理人が勿論本人の委任で物を購入するときには、すぐに彼のために占有を取得する。もし自発的に購入し

たならば、本人が購入を有効と看做すのでなければ、そうはならない。

#### 43 マルキアヌス 規範集第三卷

前文 或者がその土地の小部分が他人のものであることを知っていた土地を購入したときには、とユリアヌスは述べる。部分的に他人のものであることを知っているなら、その者は残りの部分を「長期の占有によって」取得することができる。しかし場所が何であるかを知らないとはいえ、不可分として等しくその者が取得することができるときには、売却する者のものであると思われる部分は何等の損害なしに「長期の占有を通じて」買主へ移行する。

§ 1 しかしポンポニウスも種々の講義録第五巻で、用益権が他人のものであることを知っているか或は思っているときには、善意で「永続する占有によって」取得することができる書いた。

§ 2 質として債務を負うものであることを私が知っている物を私が購入するときにも、と彼は謂う、同一である。

#### 44 バビニアヌス 質疑録第二三卷

前文 外国へ旅行しようとする者が金銭を地中に保管の原因で埋めた。回帰した者が埋蔵物の場所を忘却して思い出さない際には金銭を占有することを思い止まったかどうか、或はその後に場所を再認したときには、速やかに占有することを始めるのかどうか問われた。保管の原因で金銭が埋められたと陳述さ

れるのだから、占有の権利は埋めた者から絶滅したとは見られないし、記憶の衰弱は他人が我がものとしなかった占有の損害を呈示しないと私は云った。さもなければ我々が見ていなかった奴隷の占有が瞬間を通じて没落すると解答されるであろう。そして私が金銭を私の土地の中にかそれとも他人の土地の中に埋めたかは差異がない。他の者が私の土地の中に埋めたときには、私が物自体の占有を地面の上で入手したときでなければ、私が占有しないからである。従って私が地面の上でかそれとも地面の内で占有するかは何等差異がないので、他人の場所が私個々の占有を運び去ることもない。

§ 1 何故特有財産の原因に基づいて奴隷を通じて知らない者に占有が取得されるか問われた。瞬間を通じて特有財産の種と原因を探し求めることが所有者に強制されないようにするために、有用性の原因から特殊な法によって受け入れられたと私は云った。にも拘らず意思から占有が取得されると見られるであろうことに、この種の例は属さない。何故なら特有財産の原因に基づかずに、何か或るものが取得されるときには、勿論所有者の知が必要であるが、しかし奴隷の体素から占有は取得される。

§ 2 これはよく展開されることであるが、占有の喪失について問われる際には、我々が我々自身を通じてかそれとも他の者を通じて占有するかは夥しく差異があると私は云う。我々が我々の体素から保有するものの占有は、我々が占有しないでお



こうという意思で我々が立ち退くときに限り、占有は或は意思から或は更に体素からも喪失されるからである。逆に奴隷の或は更に小作人の体素から占有されるものの占有は、他の者がそれを立入ったのでなければ、喪失されないが、それは不知である我々からも亦喪失される。占有の喪失の彼の分離も亦ある。何故なら冬期と夏期の牧場はこれらの占有が意思から保持されるからである。

45 同人 定義論第二卷

我々がその場所に奴隷も小作人も持たないとはいえ、

46 同人 質疑録第二三卷

假令牧場を占有することを企画して他の者が立入ったとしても、占有が他の者に由り占領されたことを知らない限りは、以前の者が占有すると云われるべきである。というのは債務の鎖は、取得されるのが習しであると同一の方法で解かれるように、このように唯意思のみで保有される占有は知らない者に廃止されてはならないからである。

47 同人 質疑録第二六卷

君の許に寄託された又は使用貸借に基づく動産を君が君のため占有しそして返却しないと決心するときには、速やかに私は占有を喪失し或は不知であってもと解答された。この事の理由は恐らく次の通りである。動産の保管が懈怠され且放棄されると、假令誰も他の者がそれらを我がものとしないうとしても、古い占有の損害を呈示するのが慣習であった。そしてそのこと

をネルヴァ息子は使用取得についての巻で報告した。同人は使用貸借された奴隷の監視が放棄されると原因が他であると書いている。何故なら誰も他の者がその者を占有することを始めない限り、この限りで古いものと成るからである。無論人間が所有者に帰ることを企てることで自己の占有を守護することができ、そしてこの者の体素から我々がその他の物を占有することができ、そしてこの者の体素から我々がその他の物を占有することができる理由の故である。随って勿論理性で或は魂で欠けているそれらの物の占有は速やかに喪失される。しかしながら回帰する意思を持つときには、人間は保持される。

48 同人 解答録第十卷

或者が奴隷と共に地所を贈与しそしてそれらの占有を自ら引渡したと手紙で宣告した。或は地所と共に同時に贈与された奴隷のうち一人が贈物を受領した者へ帰属し、その後間もなく地所の中へ送り返されたときには、奴隷を通じて地所及びその他の奴隷の占有が取得されると定められるであろう。

49 同人 定義録第二卷

前文 占有は亦、この者の用益権が私のものである奴隷を通じて、私の物因り或は奴隷の勞務因り私に取得される。自然的にも収益権者に由り保有されそして占有は大抵のものを法から借用しているからである。

§ 1 他人の権力中にある者は、特有財産に属する物を保有することができるが、持ち占有することができない。蓋し占有は単に体素に属するものであるばかりではなく、法に属するも

のでもあるからである。

§ 2 たとえ占有が委託事務管理人を通じて不知の者に取得されるとしても、逆に使用取得は知っている者に成立する。にも拘らず追奪の訴訟は委託事務管理人の意に反して本人には売主に向つて賦与されない。しかし委任訴訟を通じてそれを讓歩するよう強制される。

50 ヘルモゲニアヌス 法の省録集第五卷

前文 正当にも錯誤で導かれて、私がこの者が私の息子で私の権力中にあると判断する者を通じて、占有も所有権も他の何等かのものも私の物因り私に取得されない。

§ 1 他人に由り占有されず、自ら自由であると信じないときは、逃亡中にある奴隷を通じて占有が我々に取得される。

51 ヤヴォレヌス、ラベオのより後の著作に因る第五卷

我々は或種の物の占有を意思から入手するとラベオは述べる。例えば私が材木の堆積を購入し、私をそれを取り去るよう売主が命令したときには、私が監視を置いたと同時に、私に引渡されたと見られる。ブドウ酒の総体の壺が同時にある際に、ブドウ酒が売却されると法の同一である。しかし、と彼は謂う、これ自体が体素の引渡でないかどうか我々は考えて見よう。蓋し私にかそれとも誰でも私が命令した者に監視が引渡されるかというとは何等差異がないからである。この問題は、更にもし体素から堆積又は壺が占取されなかったとしても、それにも拘らず引渡されたと見られるかどうかという点次第であると私は

思う。私自身が堆積を監視するかそれとも私の委任で誰か或者が監視するかは何等差異がないと私は見る。両方共の場合に意思の若干の類によつて占有は評価されるべきであらう。

52 ヴヌレイウス 特示命令第一卷

前文 占有の原因と用益権のそれとは混交されるべきではない。宛も占有と個有権が混合されてはならないのと同じである。何故なら他の者が収益するときには、占有は妨害されないし、もう一方の者が占有するときには、他方の者の収益権は区切られないからである。

§ 1 建築することが禁止される者が、占有することも亦禁止されるのは平易である。

§ 2 誰か或る者の物の占有へ導入する種は、立入る者に暴力が為されることを禁止することである。というのは即座に相手方が讓歩し、空虚な占有を残すよう命令することは、返還することを命令するよりも、夥しく得であるからである。

53 同人 特示命令第五卷

外部の者に対して瑕疵占有が有益であるのは常である。

### 第三章 (所有権を) 保つこと及び使用取得について

1 ガイウス 告示註解第二卷

自己の物を探索するために法律で定められた期間の長さが所有者に足りるので、無論若干の物の所有権が長くしかも殆ど常に不確定でないようにするために、使用取得は公共の福祉から

導入された。

2 パウルス 告示註解第五四卷

(所有権を) 保つことは使用取得の中断である。しかしながら申立人は頻繁に使用される所有権を保つことを召喚する。

3 モデステイヌス 全典の第五卷

使用取得は「法律で定義された」期間の占有の継続を通ずる所有権の付加である。

4 パウルス 告示註解第五四卷

前文 使用取得について云うことが後続する。誰が使用取得することができ、如何なる物が、如何なる期間で我々が考えて見るように、この順番で行かれるべきである。

§ 1 無論家父は使用取得することができる。「概して」兵士である家子は軍営中で取得したものを使用取得するであろう。

§ 2 被後見人は、後見人の授権で占有することを始めたときには、使用取得する。後見人の授権によらずに占有し、占有する意思を持つときには、その者が使用取得することができる。と我々は云う。

§ 3 狂人は発狂前に占有することを始めるものを使用取得する。しかしこの人格は使用取得が後続するその原因に基づいて占有するときだけこのように使用取得することができる。

§ 4 奴隷は相続人として占有することができない。

§ 5 女奴隷の果実及び出生子及び家畜の仔は、死者に属す

るものでなかったときには、使用取得されることができる。

§ 6 しかしながら盗品は、窃取された者の権力中に回帰するのでなければ、使用取得されないとアティニア法が云うことは、兎角窃取された者の権力中へではなく、所有者の権力中へ回帰しなければならぬというように受止められるべきである。随って(質) 債権者及びこの者に使用貸与された者から窃取されたものは、所有者の権力中へ戻さなければならぬ。

§ 7 私の奴隷の特有財産に属する物が、私の知らない間に、窃取され、次いで奴隷がその物を手に入れたときには、私の権力中へ戻ったと見られる。更にもし私が知ったであろうとしても、その物が私の権力中へ戻ったと云われることは(私の知らない間に失ったその物を奴隷が占取するときには、足りない)ので、その物が特有財産中にあることを私が望むときに限り、より有利である。何故なら私が望まないとき、その時には私がそのものの権能を手に入れることが要求されるべきであるからである。

§ 8 順って私の奴隷が物を私から窃取し、次いで同一物をその場所に置き戻すときにも、兎角私が知らなかったとすれば、恰も私の権力中へ戻ったであろうかのようになり、使用取得されることのできるであろう。何故なら私が確かめたときには、私の権力中へ戻ったことを私が知っていることを我々は要求するからである。

§ 9 同様に奴隷が窃取したその物を特有財産の名義で保有するときには、宛も窃取される以前に我々が持っていたと同じ

ように、我々が持ち始めるか又は我々が確かめた際には、奴隷が特有財産中に持つことを我々が同意したのでなければ、私の権力中に戻ったとは見られないとポンポニウスは述べる。ラベオは同様である。

§ 10 私が君の許に寄託した物を、利得を為す原因で君が売却し、次いで後悔して君が買戻し、同一の状態で君が持つときには、それが行なわれたことを私が知らないものであれ、知っているものであれ、プロクルスの見解に従うと私の権力中へ戻ったと見られる。これは真実である。

§ 11 被後見人から物が窃取されたときには、その者の後見人がその物が被後見人の家へ戻ったことを知っているときには、足りると云われるべきである。狂人からのときにも、保佐人が知っていることで足りる。

§ 12 引き離されることができないのではなく、却って自己の物のように、その物の占有を手に入れた際、その時には所有者の権力中へ戻ったと云われるべきである。何故なら知らないで私から窃取された物を私が購入するときには、私の権力中へ回帰したとは見られないからである。

§ 13 しかし私が私から窃取された物を権利主張し争訟の評価を受領したときには、有体的にその物の占有を私が入れた手に入れたとはいえず、使用取得されるであろう。

§ 14 更に（盗品が）私の意志で他の者に引渡されたときにも、同一が云われるべきである。

§ 15 死者の権利を承継する相続人は、盗まれた女奴隷であることを知らないその者の許で、その女が妊娠し生んだとはいえず、にも拘らず使用取得しないであろう。

§ 16 私の奴隷が窃取した女奴隷を自己の自由の代りに私に与えたときには、私の許で妊娠した出生子を私が使用取得するかどうかの点について問われる。サビヌスとカッシウスはないと思う。蓋し奴隷が瑕疵で手に入れた占有は所有者に害となるからである。

§ 17 しかし私が私の奴隷を手から放つために、他の者が私に盗まれた女奴隷を与え、そしてその女が私の許で妊娠し産んだときにも、私は使用で取得しないであろう。恐らく更に或者がその女奴隷を私と交換し又は弁済のために与えたときにも同一であり、贈与したときも同様である。

§ 18 生む前に、女奴隷が他人のものであることを買主が確かめたときには、その者を使用することができないと我々は云った。もし知らなかったとしたら、できる。もし既に使用取得した際に、他人のものであることを識ったならば、購入された物に於いて定められたように、我々は使用取得の初を斟酌しなければならぬ。

§ 19 盗まれた羊の羊毛は勿論盗人の許で刈られたときには、使用取得されることができない。逆に善意の買主の許でのときには、反対である。蓋し故に果実中にあり、使用取得されてはならず、却って即座に買主のものとなるからである。消費され

たときには、仔羊に於いても同一が云われるべきであり、これは真実である。

§ 20 君が盗まれた羊毛因り衣服を作ったときには、我々が要素を考察し、それ故に盗まれた布地であろうというのがより真実である。

§ 21 質物として与えられた物を負債者が窃取し売却したときには、カッシウスはその物が使用取得されることができると書いている。蓋し仮令その者を相手方として盗の訴訟されることのできるとしても、質物として与えた所有者の権力中へ帰したと見られるからである。云われることはより適法であると私は思う。

§ 22 君が私を土地の占有から暴力で追い払い、占有を占取しなかったが、しかしティティウスが空虚な占有へ侵入したときには、物は「長期の期間から」取得されることができ。私が暴力で追出されたのは真実であるので、強暴の故の特示命令が余地を持つとはいえ、にも拘らず暴力で占有されたというのも真実ではない。

§ 23 その他には更にもし悪意で土地を占有する私を君が追出しそして君が売却したとしても、取得されることができないであろう。蓋し故に所有者でない者由りとはいえ、暴力による占有であることは真実であるからである。

§ 24 仮令相続上のものであることを知っているとはいえ、相続人として占有した者を追払った者に於いても、同一が云わ

れるべきである。暴力で占有するからである。

§ 25 土地の所有者が占有者を暴力で追出したときには、カッシウスは所有者の権力中へ戻ったとは見られないと述べる。強暴故の特示命令で占有を返還されるであろうからである。

§ 26 私が君の土地を通って道路を持っていて、君が私をそれ由り暴力で追払ったときには、私は「長期の期間」を通じての不使用で道路を喪失する。蓋し無体の権利が占有されるとは理解されず、道路「即ち混りけのない権利」から或者が押しつけられないからである。

§ 27 同様に君が空虚な占有を占領し、次いで所有者が来るのを君が禁止したときには、君は暴力で占有するとは見られないであろう。

§ 28 役権の自由が使用取得されることができるのはより真実である。蓋し役権を設定したセリポニア法は役権の使用取得を廢止したが、更に役権が廢止されることで自由を与えるそれを廢止しなかったからである。従って例えば私にはより高く建築しないようにするためという役権の義務を私が君に負っている際に、「法定された期間」を通じて私がより高い建築物を持ったときには、役権は廢止されるであろう。

5 ガイウス 属州告示註解第二一卷

或者が占有から暴力で追出され或は誰か或る者に物が連れ去られた際には、占有は自然的に中断される。その事例で所有権を保った者が所有者であるか否かは何等差異がない。それに対

して各人が自己のものとして占有するかそれとも利得原因に基づくかも勿論何の差異もない。

6 ウルピアヌス 告示註解第十一卷

使用取得に於いては瞬間由り瞬間へではなく、却つて全最終日を我々は通算するであらう。

7 同人 サビヌス註解第二七卷

順つて一月朔日六時に占有を始めた者は、一月朔日の前日の夜六時に使用取得を成就する。

8 パウルス 告示註解第十二卷

奴隸達が特有財産として手に入れたものは、使用取得されることができる。蓋し更に知らなくてもこれを使用取得するからである。ユリアヌスは同一を書いていゝる。

§ 1 しかし自己の名義で何ものも使用取得することができない者は、奴隸を通じても勿論できないとペデウスは書いていゝる。

9 ガイウス 属州告示註解第四卷

「概して」有体物は使用取得を受取る。神物、神聖物、ローマ国民の公有物及び都市に属するものを除く、自由な人間にも同様である。

10 ウルピアヌス 告示註解第十六卷

前文 他人の物が善意で購入されたときに、使用取得が進行するためには、我々が購入の初め善意を持つことを要求するの

かそれとも引渡のかが問われる。引渡の初めが考察されるべきであるというサビヌスとカッシウスの見解が優勢である。

§ 1 役権が独りでに「長期の期間から」取得されることができるといふのは何処にもなく、建築物と共にできるといふ法を我々は使用してゐる。

§ 2 牛が盗人の許或は盗人の相続人の許で妊娠しそして盗人の相続人の許で生むときには、相続人に由り売られた仔牛が使用取得されることができないとマルケルスが判断したとスカエヴォラは質疑録第十一巻で書いていゝる。宛も、と彼は謂う、女奴隸の出生子がないのと同じである。しかしながらスカエヴォラは自分は出生子を使用取得することができると思うと書いていゝる。といふのは出生子は盗品の部分でないからである。その他には部分であったとしても、善意の買主の許で生まれたときでなければ、使用取得されることができるといふであらう。

11 パウルス 告示註解第十九卷

奴隸もまた敵の許にある所有者も奴隸を通じて占有しない。

12 同人 告示註解第二一巻

法務官が譲渡することを禁じた者由り君が購入し、そしてそれを君が知っているときには、君は使用取得することができない。

13 同人 プラウティウス註解第五卷

前文 質物として受領した物を我々は使用から取得しない。蓋し他人のものとして我々が占有するからである。

§ 1 狂人由り善意で購入する者は、使用取得することができないと解答された。

§ 2 君が土地を購入するよう私が君に委任したときには、仮令君のものとして君が占有すると見られることができないとしても、君が委任審判手続で拘束されることに何等差異がないので、その原因に基づいて君に引渡されたものを「永続する占有から」君は取得する。

14 同人 プラウティウス註解第十三卷

前文 売却する前に占有する売主のその期間は買主に有益である。何故ならその後売主が占有を手に入れたときには、この占有は買主に貢献しないからである。

§ 1 遺贈された物に於いて遺言者が占有する期間の加算中では、受遺者は多少とも恰も相続人であるかのようである。

15 同人 プラウティウス註解第十五卷

前文 買主として占有した者が使用取得前に敵に由り捕えられたときには、使用取得がその相続人に役立つかどうか考えて見られるべきである。何故なら使用取得が中断されるからである。回帰しても自身に有益でないときには、どのようにしてその者の相続人に有益であるのか？ しかしその者が自己の生存中に占有することを思い止まったのは真実である。順って使用取得したと見られるためには帰郷はその者に有益ではない。もし敵の権力中にある者の奴隷が購入したならば、使用取得は成否未定であるとユリアヌスは述べる。何故なら所有者が回帰し

たときには、使用取得されたと理解されるからである。ここで死去したときには、コルネリア法を通じてその者の承継人に帰属するかどうか疑われる。マルケルスは法律のより完全な仮構が受け容れられることができるとする。というのは宛も帰郷で回帰した者が、敵へ帰している際に、独りで或は奴隷を通じて占有したものよりも、奴隷達が行為したことにより以上の権利を持つことができるかのようなからである。何故なら相続財産は若干の事例に於いては人格のように想定されると受取られたからである。順って承継人に於いて使用取得が余地を持たない。

§ 1 私が占有した奴隷が逃亡したときに、自ら自由人として振舞うときには、所有者に由り占有されたと見られるであろう。しかし占取されたときに、自己の自由のために裁判で争う用意をしなかった際、その時にはこれが理解されるべきである。何故なら裁判で争う用意をしたときには、この者に自ら相手方である準備をした所有者に由り占有されるとは見られないからである。

§ 2 或者が善意で占有し使用取得前に占有を喪失したので、物が他人のものであることを識り、二度目に占有を手に入れたときには、使用から取得しない。蓋し第二の占有の初めは瑕疵であるからである。

§ 3 遺言に基づき或は問答契約に基づいて義務付けられた物が我々に引渡されるときには、引渡されるその期間の見積を

我々が斟酌すべきである。蓋し更に要約者のものでない物を問答契約することが承諾されたからである。

16 ヤヴェレヌス プラウティウスに因る第四卷

質物として与えられた奴隷の名義で、負債者を相手方としてではなく、債権者を相手方として提示訴訟されるべきである。蓋し質物として与えた者は、単に使用取得のためにだけ占有し、質物として与えた者の占有も付加されることのできる程度で、残りの全べての原因に関するものは、受領する者が占有するからである。

17 マルケルス デイゲスタ第十七卷

錯誤を通じて他人の土地について恰も共有についてのようにならば、共有物分割審判手続が受諾されて裁定に因って私が占有することを始めたときには、私は「長期の期間から」取得することができる。

18 モデステイヌス 規範集第五卷

仮令国庫に対して使用取得が役立たないとしても、にも拘らず未だ国庫に告知されていない無主の財産因り、同一の財産のうちの一の地所の買主が出現したならば、その者が「永続する占有で」取得するのが適法である。そしてそれは勅令で定められた。

19 ヤヴォレヌス 書簡集第一卷

何等かの条件が出現したときには、購入されなかったことになるとして、君が人間を購入しそしてその者が君に引渡されその後条件が購入を解除したときには、買主の許にあった期間

は売主に加算しなければならぬと私は判断する。蓋し故にその類で遡及的に行為された売却は取り返しに類似して、取り返しに應じた者の期間が売主に加算されるべきことは疑いがないからである。蓋し故にそれは本来的な売却と云われることができなからである。

20 同人 書簡集第四卷

中間時に何人に由つても占有されなかったときには、遺言者の占有はこのように相続人に役立つ。

21 同人 書簡集第六卷

この者由り土地を相続人として「永続的に占有すること」私が取得しようとしている者に、私がそれを賃貸した。その賃貸が無効と君が判断するかどうか私は問う。もし君が無効と判断するならば、それにも拘らずその土地の使用取得が持続すると君が思うかどうか、同様に私が同一人にその土地を売却したときに、上で私が問うたこれらの事例について君が何を判断するか私は問う。同人は解答した。相続人として土地を占有した者が所有者にそれを賃貸したときには、賃貸は無効である。蓋し所有者が自己の物を賃貸したからである。故に勿論賃貸人が占有を保持せず、順って「長期の期間の時効」が持続しなかったということが後続する。売却に於いては賃貸に於けることと法の同一である。その結果自己の物の購入は成り立つことができなない。

22 同人 書簡集第七卷



相続人と相続財産はたとえ二つの名称を受取るとしても、にも拘らず一人の人格のように執り行なう。

23 同人 書簡集第九卷

前文 建物を買った者は、建物自体を占有することに他ならないと私は思う。何故なら個々の物を占有すると理解されるるときには、(建物) 自体を占有しないであろうからである。というものはこれらのもの因り建物が存立している分離された物体では建物の総体が理解されることができないであろうからである。それに付加えて、或者が個々の物を占有すると云ったときに必要であろうことは、地上物の占有によって「動産について法定された期間に」余地があることを云うことであり、土地が自ら取得されるには、より以上の期間が必要である。一つの物が相異なる期間から取得されること、例えば建物が土地と地上物の二つの物因り存立している際に、それらの総体がすべての動産の期間の占有を変更することは不条理で少しも市民法に一致していない。

§ 1 しかしながら柱が追奪されたときには、君は売主を相手方として購入に基づいて訴訟するのは適法でそしてその類で物を無事に持つであろうと私は思う。

§ 2 しかしながら家が取り壊されたときには、新たに動産が占有され、「動産の占有に於いて勅令で定められた期間から」使用取得されるであろう。建築物中であつたその期間を君が使用することができるといふのは適法でない。何故なら宛も

唯それらのものだけと建築物由り分離されたものを君が占有しなかつたように、このように君の掌中で個々のに又は分離されてあつたのではなく、これらが建物中に密着して、これが亦自体をも包含している建物が片付けられたからである。というものは同一物が土地の物としてしかも言わば動産のように占有されたと受取られることができないからである。

24 ポンポニウス クイントス・ムキウス註解第二四卷

前文 法律が使用取得を抑制する場合には、善意は占有する者に有益ではない。

§ 1 時には更にもし使用取得が死者由り始まつたのでなくとも、その者の相続人に役立つ。例えば対立していた瑕疵が人格に因つてではなく、却つて物に因つて矯正されたとき、例えば物が国庫に属するものであること又盗品であること又は暴力で占有されたものであることを思い止まつたときがそれである。

25 リキンニウス ルフィヌス 規範集第一卷

占有なしには使用取得が起ることができない。

26 ウルピアヌス サビヌス註解第二九卷

決して地上物は土地なしに「長期の期間で」取得されることできない。

27 同人 サビヌス註解第三一卷

各人が或者の物の占有を善意で入手すれば、その者は自己のものとして善意で使用取得することができ、その者が自己のために購入或は贈与されたと判断したときに限り、その者が購入

したか否か、贈与されたか否かは関係がないと判断する者は錯誤している。ケルススは第三四巻で述べる。蓋し何等贈与が、何等嫁資が、何等遺贈がないときに、遺贈としても贈与としても嫁資としても使用取得は有効でないからである。争訟の評価に於いても同一と規定され、その結果或者が真に争訟の評価に服従するものでなければ、使用取得することができない。

28 ポンポニウス サビヌス註解第三十卷

狂人の或は幼児の奴隷に物が引渡されたときには、その者を通じてそれらの人格は使用で取得することができると知られている。

29 同人 サビヌス註解第二二卷

私が唯一の相続人であったが、しかしながら君も亦部分に依る相続人であると私が判断して、私が相続上の物を部分に依じて君に引渡した際には、君がそれらを使用で取得することができないというのが本来的である。蓋し相続人由り占有されたが、占有すべき他の何等の原因も君が持たないものは、相続人として使用で取得されることができないからである。にも拘らず和解に基づいてそれが為されなかつたときには、このことはこのように真実である。君が相続人であると君も亦判断するときにも、我々は同一を云う。何故ならここでは真の相続人の占有も亦君に対立するであろうからである。

30 同人 サビヌス註解第三十卷

前文 物の混合が為されると各人に先行している使用取得を

中断するかどうか問われる。しかしながら物体の三類がある。一は、人間・建築用材・石及び類似のもののように、一つの精神で包括され、ギリシャ語で連結と呼ばれるものであり、もう一方は、建築物・船・戸柵のように、接触すること即ち多くのものが相互に密着することに基づいて存立するもの、ギリシャ語で結合と呼ばれるものであり、第三は、国民・軍団・群のように、相異なるもの因り存立し、その結果多数の物体が分解されたのではなく、却って一つの名義に服しているものである。第一の類は使用取得で問題を持たないが、第二と第三は持つ。

§ 1 ラベオは書簡の巻で述べる。この者に屋根瓦の或は柱の使用取得のために十日が残っていた者がそれらを建物の中へ投げやつたときには、それにも拘らず建築物を占有するならば、それが使用取得されるであろう。一体それでは指環の中の寶石のように、土地の物に勿論はめ込まれたのではなく、却って動かし得るままに永続しているものに於いてはどうなるのか？これに於いては両者が共に元のまま留まっている際には、金も寶石も占有され使用取得されのは真実である。

§ 2 物体の第三の類について考えて見られるべきである。しかしながら総体の群は個々の物のようには使用で取得されず、密着されたもののようにも、取得されない。一体何であるか？たとえ群のその性質が物体の付加に留まるようであっても、にも拘らず同様に総体の群の使用取得は何等なく、却って個々の動物のなるほど占有はあるが、しかし使用取得もある。その群

を増やすために何等かの購入されたものが混ぜ込まれたときには、それ故に占有の原因は変更され、その結果残りの群が私の所有権に属するものであるときには、この羊も亦そうであるが、しかし個々の自己の原因を持つのであって、これらが盗まれたものであったときには、勿論群のうちのものであっても、にも拘らず使用取得されないであろう。

31 パウルス サビヌス註解第三二卷

前文 決して使用取得に於いては法の錯誤は占有者に有益ではない。それ故に錯誤を通じて売却の初めに後見人の授権が被後見人に為されたときには或は売却の長期の期間が実現された後でも、使用取得されることができないとプロクルスは述べる。蓋し法の錯誤であるからである。

§ 1 「動産の」使用取得に於いては、継続する期間が数えられる。

§ 2 奴隸は自由身分中に逗留するとはいえ、何ものも占有せず他の者もその者を通じて占有しない。これに反して自由身中に逗留する間に、他の或者の名義で占有を手に入れたときには、この者の名義で手に入れた者のために取得する。

§ 3 私の奴隸或は息子が特有財産として或は更に私の名義で或ものを保有するときには、その結果私はその者を通じて知らなくとも占有し或は更に使用取得する。その者が発狂し始めたときには、物が同一の状態にある限り、眠っている者を通じて亦それらを同一で我々に触れるのと同じように、占有が

私の許に残留しそして使用取得は前進すると理解されるべきである。そしてこれらの者を通じて我々が占有する小作人及び借家人に於いて同一が云われるべきである。

§ 4 或者が暴力で隠秘で又は容假で占有を手に入れその後発狂し始めたときには、「狂人が容假的に持つこのものについて」占有も原因も同一に持続する。宛も発狂前に独りで或は発狂後に他人を通じて手に入れたそのものの占有の名義で我々が狂人の名義で不動産占有保持特示命令を試みるのが適法であるのと同じである。

§ 5 相続開始前或は開始後に介在した空虚な期間は使用取得のために相続人に役立つ。

§ 6 死者が購入したが、しかしながらそのものを贈与の原因に基づいて占有したと相続人が思うときには、そのものは使用で取得されるであろうとユリアヌスは述べる。

32 ポンポニウス サビヌス註解第三二卷

前文 盗人が盗品を所有者より購入しそして引渡されたものとして看做したときには、そのものを盗品として占有することを思い止まり、自己のものとして占有し始める。

§ 1 或者が、占有するものを、自己のために法律を通じて使用取得することが許されないと思うときには、更にもし錯誤していても、にも拘らずそのものの使用取得は役立たないと云われるべきである。或は蓋し善意で占有するとは見られず、或は蓋し法に於いて錯誤する者には、使用取得が役立たないから

である。

§ 2 何人も不確定の部分占有することできない。それ故に多数の者が土地の中であつて、各人がどれだけの部分を占有するかをそれらの者が知らないときには、混じりけのなく織細に云うと、それらの者の誰も占有していないとラベオは書いている。

### 33 ユリアヌス ディゲスタの第四四卷

唯善意の買主ばかりでなく、しかし使用取得が後続するのが常であるその原因に基づいて占有するすべての者も盗まれた女奴隷の出生子を使用から自己のものとする。そしてそれは法の理性から導入されたとは私は裁定する。何故なら或者が出生子の母親が盗まれたものであることを知らなかったその期間に、その者の許で妊娠し出産したときには、十二表法或はアフティナ法が対立するのでなければ、その者が女奴隷を使用取得するその原因に基づいて、出生子が使用取得される必要があるからである。

§ 1 自身が自己のために占有の原因を変更することできないと俗に解答されることは、或者が自己が善意で占有していないこと知つて、利得を為す原因で占有することを始めたときには常に真実である。そしてそれは次のことを通じて拳証されることができる。或者がこの者のものでない者由り知つて土地を購入したときには、占有者として占有した。しかし同一物を所有者由り購入したときには、買主として占有することを始

めたのであつて、自身が自己のために占有の原因を変更したとは見られない。所有者でない者由り購入したときにも、その者を所有者であると判断する際には、法の同一である。ここで所有者由り相続人として創設され或はその者の遺産の占有を受領したときも同一であり、土地を相続人として占有し始める。これ以外に自分が相続人であるとか或は遺産占有者が所有者に出現したと判断すべき正当な原因を持つていたときには、土地を相続人として占有し、占有の原因を自己のために変更したとは見られないであろう。随つてこのことが占有を持つその者の人格の中に受け入れられる際には、所有者が生きていても死んでいても何等占有を持たない小作人に於いてむしろどれだけ多く受け入れられるか？ 少くとも小作人が所有者が死亡したので、自らその者の相続人であるとか或は遺産占有者であると判断する者由り土地を購入したときには、買主として占有することを始める。

§ 2 土地の所有者が武装した人間が来ると判断してそしてこのように逃走したときには、仮令誰もそれらの者が土地へ侵入しなかつたとしても、暴力で追い出されたと見られる。しかしそれにも拘らずその地所は、更に所有者の権力中に戻る前に、善意占有者に由り使用取得される。蓋しプラウティア及びユリア法は暴力で占有されたものだけが「長期の占有で」取得されるのを禁じたが、更に暴力で或者が追い出されたこれらに基づいてはなかつたからである。

§ 3 この者由り私が土地を請求しようと望んでいたティエイウスが私に占有を譲歩したときには、私が使用取得の正原因を持つであろう。しかしこの者由り私が問答契約に基づいて土地を請求しようと望んだ者が、私に占有を譲歩して、弁済原因からそれを為したときには、それ自体で、私が「長期の期間から」土地を取得する結果を招来する。

§ 4 質物として物を与える者は、仮令物が債権者の許にあるとしても、使用取得する。債権者がその者の占有を他人に引渡したときには、使用取得は中絶される。そして使用取得に関する範囲では、或るものを寄託或は使用貸与した者に類似して、使用貸与され或は寄託された物が、使用貸与物或は寄託物を受領した者由り他の者に引渡されたときには、使用取得することを思い止まるのは公然である。確かに債権者が露わな合意から抵当権を契約したときには、負債者が使用取得することを継続するであろう。

§ 5 君の物を、私が善意で占有する際に、君のものであることを知らずに、私が質物として君に与えるときには、私が使用取得することを思い止まる。蓋し或者が自己の物の質を契約するとは理解されないからである。それに対して露わな合意だけで質が契約されたときには、それにも拘らず私が使用取得するであろう。蓋しこの方法では如何なる質も亦契約されたとは見られないからである。

§ 6 質物として与えられた物を債権者が占有する際に、そ

の物を債権者の奴隷が窃取したときには、負債者の使用取得は中絶されないだろう。蓋し奴隷は自己の所有者を占有で覆えないからである。しかし負債者の奴隷が窃取したときにも、仮令債権者が占有することを思い止まるとしても、にも拘らず債権者がそれを負債者に引渡したときと殊ならず使用取得は負債者に持続する。何故なら使用取得に関する範囲では、奴隷が物を竊盗しても所有者の条件をより劣悪に為さないからである。容仮で占有する負債者からその者の奴隷が窃取したときには、より容易に実証されるであろう。何故ならもし物が債権者の許にあったならば、賃借が同一であることが証されるからである。というのはこの事例では債権者が占有するからである。しかし容仮的な懇願と賃借との両方が介入するときには、債権者が占有すると理解され、容仮的懇願はこの事例に於いて負債者が占有を持つのでなく、却ってその者に物を保有することが許されるように挿入される。

34 アルフェヌス ヴァルス パウルスに因るディゲスタの第一巻

奴隷が所有者の知らない間に特有財産に属する物を売却したときには、買主が使用取得することができる。

35 ユリアヌス ウルセイウス・フェロックス註解第三巻

この者の用益権が遺贈された人間が、相続人に由り決して占有されない間に窃取されたときには、相続人が盗訴訟を持たないのだから、使用取得されることができるかどうか問われた。

サビヌスはこの者の名義で盗の訴訟されることが出来る者の物の使用取得は何等ないが、しかしながら収益しなければならぬ者が盗の訴訟することができると解答した。もし収益権者が使用し収益することができると受け止められるべきであるならば。というのは他の方法では人間が状態中に連れて行かれないからである。しかし既に使用し収益する者から人間が導き去られたときには、唯自身ばかりでなく、しかし更に相続人も盗の訴訟することが出来るであろう。

36 ガイウス 日常法書乃至黄金文章第二卷

前文 或者が他人の物を何か或る錯誤で欺むかれて言わば自己のもののように偶々売却し又は贈与ししてそのことのために善意占有者に由り物が使用取得されることができるといふことが多くの方法で発生し得る。例えば相続人が死者に使用貸与され又は賃貸され或はその者の許に寄託された物を相続上のもので判断して譲渡したときがそれである。

§1 同様に或者が何か或る判断によって欺むかれて、その者へ帰属しない相続財産を自己へ帰属すると信じて、相続上の物を譲渡したとき、又はこの者へ用益権が帰属する者が、家畜の仔も収益権者へ帰属するので、その女の出生子が自己のものであると判断して譲渡したとき。

37 同人 法学提要第二卷

前文 その者は盗を犯していない。というのは盗は盗もうとという犯意なしには犯されないからである。

§1 亦誰か或者は他人の土地の占有を暴力でなしに手に入ることが出来る。これは或は所有者の懈怠に基づき或は所有者が承継人なしで死去し或は長期の期間不在であったので空いているものである。

38 同人 日常法書乃至黄金文章第二卷

自分が他人のものを占有することを理解ししてそのことのために、自分は勿論「この物を」使用取得することができない。しかし善意で受領する他の者に引渡したときには、その者は使用取得することが出来るであろう。蓋し暴力で占有されないもの、盗まれないものを占有するからである。というのは土地及び場所の盗が為されると判断する若干の古法学者の見解は廃棄されたからである。

39 マルケルス 法学提要第三卷

土地が使用取得されることができないであろうときには、地上物も使用取得されないであろう。

40 ネラティウス 規範集第五卷

死者由り始つた使用取得は相続開始前でも成就されることができると勅令で定められた。

41 同人 羊皮紙本第七卷

私から窃取された物を私の委託事務管理人が占取するときには、仮令委託事務管理人を通じて我々が占有を入手すると既に殆ど合意しているとしても、それにも拘らずそれが私の権力中へ戻りそして使用で取得されることができると判断されるべき

である。蓋し反対で法定されることは詭弁であろうからである。

42 パピニアヌス 質疑録第三卷

夫が嫁資の地所を物が嫁資に属するものであることを知って或は知らないで売却した際には、売却は有効でない。その後婦が婚姻中に死去して、嫁資全体が夫の利得に随ったときには、これが確立されることで一致している。盗品を売却した者が、その後所有者に相続人として出現した際には、法の同一である。

43 同人 質疑録第二三卷

前文 善意で物を購入する者の相続人は、自身に占有が引渡されたときに限り、他人のものと知っていると、使用で取得しない。逆に継続は相続人の知で妨害されない。

§ 1 父親は、息子が購入するものを、自己或は息子の知の故に使用で取得しないであろうことは確実である。

44 同人 質疑録第二三卷

前文 自主権者養子縁組が法上介入しなかった際に、私は正当な錯誤で導かれて、ティティウスは私の息子で私の権力中にあると判断した。その者が私の物因り私のために取得すると私は判断しない。というのは善意で就役する自由な人間に於いて定められたことが、この者に於いて勅令で決められなかったからである。ここでは奴隷達の不断の日常的な調達の故にこのように勅令で定められることは公の利害があったであろう。何故なら頻繁に我々は知らないで自由人を購入するが、しかしながら

息子達の養子縁組或は自主権者養子縁組が同じ程容易でも頻繁でもないからである。

君が他人の物を知っている私に売却するが、しかしながら所有者が有効と看做すその時期から君が引渡すときには、引渡の時期が顧慮されるべきでありそして物は私のものと成る。

§ 2 たとえ、使用取得に関して云えば、契約の初めではなく、占有のそれが顧慮されると定められるとしても、にも拘らず時々現在の者の占有の初めではなく、却って善意を持っていた引渡のより古い原因を我々が顧慮することが現われる。例えば(或者が)善意で占有することを始めたその婦人の出生子を周くってである。というのはそれ故に(或者が)出産される前に母親が他人のものであることを識っていた男児は劣らず使用から取得されるであろう。帰郷で回帰した奴隷に於いても同一が云われるべきである。

§ 3 相続上の奴隷が何か或るものを調達するのであれ、死者が使用取得することを始めるのであれ、未だ相続の開始しない期間は使用取得に与えられた。しかしこれは特殊な法で受け入れられた。

§ 4 他人の物の買主である家子が、自分が家父と為ったことを知らない際に、自己に引渡された物を占有し始める。仮令特有財産の原因に基づいて取得された物を占有することができない者が自ら錯誤を通じてであると裁定されるとしても、善意が占有の初めに現存するのだから、何故使用で取得しないの

か？

購入された物が父親の相続財産因り自己へ帰属したことを軽はずみな憶測でなく信んずるときにも、同一が云われるべきである。

§ 5 買主として或は相続人として来合わせる使用取得は、質権の追求訴訟が健全であることを変更しない。というのは利益権が使用取得されることのできないように、何等かの所有権の関与から結合されるのでなく、却って唯合意のみで設定される質権の追求訴訟は物の使用取得によって絶滅されないからである。

§ 6 使用取得を始めた後に狂人へ落ち込んだ者は、意思の薄弱が損害を更に財産中に呈出しないようにするという説得的な有用性から全ての原因に基づいて使用取得を成就することが残される。

§ 7 所有者又は父親が敵の許に居る際に、奴隷又は息子が購入するときには、保有することも始めるかどうか？ 勿論特有財産の原因に基づいて占有するときには、この者の知が市民の身分に於いて必要でなかった所有者の捕虜であることは、使用取得が取り掛かられるのに障害ではない。逆に特有財産の原因に基づいて調達されないときには、使用取得されたと云われるものは、占有されたであろうことより以前からあったので使用で取得されず、帰郷権でも取得されなかったと理解される。しかしながら父親がここで死去したときには、捕えられた日因

り死亡の捕虜の期間が接合されるので、息子が自己に有益であり使用取得したと理解されると云われることができる。

45 同人 解答録第十卷

前文 長期の占有の時効は万民法の公共の場所を占めるために許し与えられないのが常である。或者が（偶々建築物を又は見捨又は遺棄したので）海岸中に設置された建築物が根本から引き倒され、もう一方の者がその後同一の場所に建設されて、賦与された先占者の抗弁を対置するとき、或は或者が公河川の支流で唯一人だけ多年漁をしたので、もう一人の者を同一の法で禁止しようとするときに、これはこのように役立つ。

§ 1 所有者の死亡後相続上の奴隷が特有財産の名義で物を保有し始めた。使用取得の発端は相続開始の時期であろう。以前に死者が占有していなかったものが、一体どのようにして使用取得されるのか？

46 ヘルモゲニアヌス 法の省録集第五卷

物を負債の原因で受け取る者は弁済として使用取得する。単に義務付けられるものばかりでなく、しかしどんなものでも負債として弁済されたものは、この権原で使用取得されることのできる。

47 パウルス ネラティウス註解第三卷

委託事務管理人が私の知らない間に私の名義で購入された物を私のために占取したときには、仮令私が占有するとしても、私はそれを使用取得しないであろう。蓋し我々が知らないで使



用取得することは、単に特有財産に属する物に於いてのみ受け入れられたからである。

48 同人 手引書の第二卷

私が義務を負うと判断して君に引渡すときには、君も負債があると思うときに限り、使用取得が後続する。私が自ら売却原因に基づいて拘束されると思ひそしてそれ故に私が引渡すときには、他である。というのはここには購入が先行するのでなければ、買主として使用取得が余地を持たないからである。相異の原因は弁済その他の原因に於いては期間が顧慮される点であつて、私が問答契約する際に、他人のものであることを私が知つてゐるか否かは差異がない。というのは君が弁済する際に、私が君のものであると思ふことで足りるからである。しかしながら購入に於いては契約の時期も弁済されるこれも顧慮され、購入しなかつた者は、買主として使用取得することができず、その他の契約に於けるように、弁済としてもない。

49 ラベオ パウルスに由るピタノン第五卷

或ものが窃取されたときには、それは所有者の権力中へ達する前には、使用取得されることができない。パウルス 否。偶には反対もある。何故なら君が私に質物として与えたものを君が窃取したときには、それは盗品と成つたであらう。しかし私の権力中へ来ると同時に使用取得されることができらるであらう。

第四章 買主として

1 ガイウス 属州告示註解第六卷

争訟の評価を占める占有者は買主として占有することを始める。

2 パウルス 告示註解第五四卷

前文 實際に購入した者は買主として占有し、単にその者が自分が買主として占有すると思ふその意見中にあることで足りるばかりではなく、しかし更に購入の原因が現存しなければならぬ。にも拘らず私が義務を負うと判断して知らない君に私が引渡すときには、君は使用取得するであらう。故に私が自ら売却したと思ひ引渡すときにも、何故君が使用で取得しないのか？ 蓋し無論その他の契約に於いて引渡の時期で足りるが、要するに知つて私が他人の物を問答契約するときに、私に引渡される際に、私が彼の者のものであると判断するならば、私が使用取得するというようなものである。これに反して購入に於いては契約される彼の時期も顧慮される。随つて善意で購入しそして占有を善意で入手しなければならなかつた。

§ 1 占有の原因と使用取得のそれは分離された。何故なら実に或者が購入したが、しかし悪意でと云われるからである。宛も知つて他人のものを購入した者は、使用で取得しないといへ、買主として占有するようなものである。

§ 2 条件付で購入が為されたときに、条件が成否未定なら

ば、買主は使用で取得しない。そしてこれが未だ出現していないのに、条件が出現したと思うときも同一である。というのはその者は自分が購入したと思う者に類似しているからである。

(条件が)出現したが、知らないときには反対であつて、意見よりも寧ろ要素を斟酌するサビヌスに従うと、その者が使用取得すると云われることができる。にも拘らず二・三の相異がある。売主のものである物を他人のものであると思ふ際、この場合には、買主の素質を持つが、これに反して未だ条件が出現しなかつたと思ふ際には、恰も未だ自己のために購入しなかつたかのようにである。死者が購入した際に、死者が購入したことを知らないその者の相続人に引渡され、却つて他の原因に基づいて引渡され(ると相続人が思う)ときには、使用取得が行なわれないかどうか問われることができるのはより明白である。

§ 3 サビヌス 金銭が確定期日以内に弁済されるのでなければ、購入されなかつたことになるというように購入されたときには、金銭が皆済されるのでなければ、使用取得されないであろう。しかしこれが条件かそれとも合意であるか我々は考へて見よう。合意であるときには、「成就されるよりも寧ろ解除されるであろう」。

§ 4 期日内の競り売りが為されたとき、即ち或者がより良好な条件を呈出したときを除いて、購入は完成され果実は買主のものとして招来され、使用取得が前進するとユリアヌスは思つた。これは条件付で契約されたのと他であつて、彼は契約されず、

却つて解除されると同人は云つた。この見解は真実である。

§ 5 しかし確定期日以内に氣に入らなかつたときには、購入されなかつたことになる場合においては、彼は純粹の購入である。

§ 6 私がステイクスを購入した際に、ダマが不知を通じて私にその者の代りに引渡された。私はその者を使用して取得しないであろうとプリスクスは述べる。蓋し購入されなかつたものは、買主として使用取得されることができないからである。しかし土地が購入されて境界以上のものが占有されたときには、全体が「長期の期間で」取得される。蓋し故に個々の部分ではなく、そのものの総体が占有されるからである。

§ 7 この者の許に奴隷達が寄託されていた者の財産を君が購入した。君が使用で取得しないであろうとトレバティウスは述べる。蓋し購入されなかつた。

§ 8 後見人が被後見人の競売に基づいて、その者のものであると思つた物を購入した。その者は使用取得することができるとセルヴィウスが述べる。より近く買主を持つときには、被後見人の状態がより劣悪と成らないことから、この者の意見に對して論じられた。そして後見人が比較的少額で購入したときには、他の者に比較的少額で競り売ったときのように後見審判手続で拘束されるであろう。そしてそれは故トリアヌス帝に由つても勅令で定められたと云われる。

§ 9 所有者の委任で為す競売に基づいて購入した委託事務

管理人も亦有用性の原因から買主として使用取得するであろうと多くの学者は思う。所有者の事務を管理する者が知らないので購入するときにも同一の有用性の故に同一が云われることがで  
きる。

§ 10 君の奴隷が他人のものであることを知って特有財産の名義で物を購入するときには、君が他人のものであることを知らないとはいえ、にも拘らず君は使用で取得しないであろう。

§ 11 私の奴隷が特有財産の名義で占有を入手するときには、更にそれを知らない私を使用取得するとケルススは書いています。もし特有財産の名義でないならば、私が知っているのだからなければ、ない。(奴隷が) 瑕疵で占有し始めたときにも、私の瑕疵占有である。

§ 12 所有者の名義で占有されるものに於いても亦奴隷の意志よりも寧ろ所有者のそれが考察されるべきであるとポンポニウスは述べる。もし特有財産としてならば、その時には奴隷の意識が問われるべきである。奴隷が悪意で占有しそしてそれを所有者が、自己の名義で占有するように、即ち特有財産の剝奪で手に入れたときにも、占有の原因は同一でありそしてそれ故に使用取得はその者にそれ以上役立たないと云われるべきである。

§ 13 奴隷が善意で特有財産の名義で購入し、私が最初に識った場合に私が他人のものであることを知るときには、使用取得は前進するであろうとケルススは述べる。というのは占有の

最初は瑕疵なしであったからである。しかし奴隷が購入したその時期に、仮令善意でそれを為すとしても、私が他人の物であることを知っているときには、私は使用で取得しないであろう。

§ 14 私の奴隷が善意でなく購入したものを、自由の約束のために私に与えたときにも、それ故に私はむしろ使用取得しないであろう。というのは占有の最初の原因が持続すると同じケルススは述べるからである。

§ 15 私が成熟者であると思う被後見人由り後見人の授権なしで私が購入するときには、我々は使用取得が後続すると云う。その結果これは判断に於けるよりも物に於いて得である。もし君が被後見人であることを知っているが、にも拘らず被後見人達には自己の物を後見人の授権なしで管理することが許されると君が思うならば、君は使用で取得しないであろう。蓋し法の錯誤は誰にも役立たないからである。

§ 16 健全な意識に属していると私が思う狂人由り私が購入するときには、仮令購入が無効でありそしてそれ故に追奪についての訴訟が私の手に入らずプリキアナが成立せず占有の加算がないとしても、有用性の原因から私が使用取得することができるのと勅令は定めている。

§ 17 君が買主として使用取得したその物を、他人のものであることを知っている私に君が売却したときには、私は使用で取得しない。

§ 18 更に、仮令中間の相続人が死者の占有を手に入れな

ったとしても、死者の占有はより遠い相続人に有益であろう。

§ 19 死者が善意で購入したときには、仮令相続人が他人のものであることを知っているとしても、物は使用取得されるであろう。これは遺産占有に於いても、トレベリアヌス元老院決議に基づいて相続財産が返還される信託遺贈に於いても、その他の法務官法上の承継人に於いても遵守されるべきである。

§ 20 売主の期間は買主に使用取得のために役立つ。

§ 21 私が他人の物を購入し、私在使用取得する際に、所有者が同一物を私由り請求したであろうときには、私の使用取得は争点決定によって中絶されない。しかし私が争訟の評価を引受けることを選び好んだときには、占有の原因は争訟の評価を引受けた者のために変更されるとユリアヌスは述べる。そして所有者が、所有者でない者由り物を購入した者に贈与したときも同一である。そしてその見解は真実である。

3 ウルピアヌス 告示註解第七五卷

争訟の評価は購入に類似している。

4 ヤヴォレヌス プラウティウスに因る第二卷

前文 土地の買主がそのものの一部が他人のものであることを知らないわけではなかった。その者はその土地因り「長期の占有で」何もかも取得しないであろうと解答された。その土地の中でどの部分が他人のものであるかを買主が知らなかったときのみ、これは真実であると私は判断する。もし確定の場所であることを知っているならば、残りの部分が「長期の占有

で」取得されることができないことは疑いない。

§ 1 全体の土地を購入した者が不可分として何か或る部分が他人のものであることを知っているときには、法の同一である。というのはそれだけを取得せず、その他の部分の「長期の占有による」取得は妨害されないからである。

5 モデステイヌス 全典第十卷

私が君に質入れした物を私が窃取して売ったときには、使用取得について疑われるべきである。使用取得の期間が有用に随うというのがより真実である。

6 ポンポニウス サビヌス註解第三二卷

前文 相続人として或は買主として使用取得する際に、容仮的に懇願した者は、使用取得することができない。容仮的に持つことを望んだ者が両方の場合に最初の原因に基づいて占有することをおもひ止まった際には、それらの物の間でどれだけ遠くの差異があるのか？

§ 1 私が購入した十人の奴隷のうち、誰か何者が他人のものであると私が思いそして誰であるかを私が知っているときには、私は残りの者を使用取得するであろう。もし誰か他人のものであるかを私が知らなければ、私は誰も使用取得することができない。

§ 2 人間を購入した者の死亡後、使用取得のために不足していた期間が成就されると、仮令相続人がその人間を占有することを始めなかったとしても、にも拘らずその者のものと成る。

しかしこれは誰もその人間を占有しなかったときに限る。

7 ユリアヌス ディゲスタ第四四巻

前文 土地を買主として占有した者が、「永続的な占有を」成就する前に、死亡した。占有に対して残されていた奴隷達がそのものを放棄するために退去した。それにも拘らず「長期の占有の期間が」相続人のために前進することができるかどうかわれた。更に奴隷達が退去したとしてもこの期間は相続人のために前進すると同人は解答した。

§ 1 私はコルネリアの土地を買主として「長期の占有で」取得しそして隣りの土地のうちの一部を私はそれに付加した。その部分も亦私が残りの期間から買主として取得するのにかそれとも公正な法定された期間からか？

土地の買主に付加された部分は比較的近く且つ分離された条件を持っている。そしてそれ故にそれらの部分の占有も亦別々に手に入れるべきであって、それらの部分の「長期の占有は」公正に「法定された期間から」成就されると私は解答した。

§ 2 私の奴隷が、土地を自己のために購入するよう、ティティウスに委任しそして手から放たれたその者にティティウスは占有を引渡した。「長期の占有で」取得するかどうか問われた。私の奴隷がティティウスに、土地を購入することを委任しそして手から放たれたその者にティティウスが土地を引渡したときに、その者が特有財産が自己に許し与えられたと思つた際或は更に特有財産が許し与えられていないことを知らなかった

際には、それにも拘らず奴隷は「永続的な占有から」取得すると同人は解答した。蓋し奴隷が特有財産が自己に許し与えられていなかったことを知っているか又は知らなければならず、このことを通じて自分が債権者であると虚偽表示する者に類似しているからである。もしティティウスが特有財産が解放された者に許し与えられていなかったことを知っていたならば、非債の土地を弁済するよりも寧ろ贈与すると理解されるべきである。

§ 3 後見人が物を被後見人から窃取し売却したときには、物が被後見人の権力中へ戻る以前には、使用取得が起らない。何故なら後見人は被後見人の物に於いて、被後見人を略奪する際ではなく、後見を管理する際、その時には所有者のように看做されるからである。

§ 4 善意で他人の土地を購入しそしてそのものの占有を喪失した者が、次いで他人の物であることを知るその時期に占取したときには、「長期の期間から」取得しないであろう。蓋し第二の占有の初めは瑕疵に欠けているわけではなく、勿論購入の時期に売主の土地であると思う者ではなく、却って引渡される際に、他人のものであることを知っている者に類似しているからである。というのは同時に占有が喪失された際には、再び回収される占有の初めが考察されるべきであるからである。その故に買主が他人のものであることを知っているその時期に奴隷が取り返されるときには、仮令売却する以前には使用取得するその状態中にあつたとしても、使用取得は起らない。土地

から追い出されて、既に他人のものであることを知って占有を特示命令を通じて回収した者に於いても法の同一である。

§ 5 法務官が相続人を嫌疑して譲渡することを禁じた者由り知って購入した者は、使用で取得しないであろう。

§ 6 君の委託事務管理人が一〇〇金で売却することができた土地を、これに対して唯三〇金だけで競り売りし、その結果買主の知らない間に君を損害に蒙らせたときには、買主が「長期の期間から」取得するであろうことは疑われるべきではない。何故なら知って或者が他人の土地を不知の者に売却した際にも、「長期の占有は」中絶されないからである、もし買主が委託事務管理人と共に共謀して委託事務管理人を報酬によって腐敗させ、より安く買ったならば、善意の買主とは理解されず、「長期の期間で」取得しないであろう。請求する所有者に向つて、(買主が)その者の意志で物の売却されたの抗弁を使用し始めたときにも、悪意の反対抗弁が有用であるであろう。

§ 7 盗品は、窃取されたものが自己にあることを知らなかったときに限り、仮令それを占有するとしても、所有者の権力中へ戻ったとは理解されない。随つて君から窃取された奴隷を君のものであることを知らない君に私が質物として与え、そして金銭が弁済されて私がその者をティティウスに売却したときには、ティティウスは使用取得することができないであろう。

§ 8 善意で我々に就役する自由な人間は、我々が我々の奴隷を通じて取得するのを常とするのと同じの方法で我々の物因

り我々のために取得する。その故に自由な人格が介在する引渡でと同じように、我々に帰属すべき特有財産の名義で購入が契約されたときにも、更に我々が知らなくても、使用取得するであろう。

8 同人 ミニキウスに因る第二卷

或者が、売主が金銭を即座に消費するであろうことを知っていた際に、奴隷をその者由り購入したときには、それにも拘らずその者は善意による買主であると多くの学者は解答する。そしてそれは比較的正しい。所有者由り購入した者は、一体どうすれば悪意で購入したと見られるか？ 但し放蕩ですぐに娼婦に金銭を与えるような者由り奴隷を購入したときは此限りではなく、その者は使用取得しないであろう。

9 同人 ウルセイウス・フェロックス註解第三卷

自由の約束のために盗まれた女奴隷を奴隷由り受領した者は、その女の出生子を恰も買主のように使用取得することができる。

10 同人 ミニキウス註解第二卷

奴隷が所有者に窃取した女奴隷を自己の頭格の代りに与えた。その女が妊娠した。所有者がその出生子を使用取得することができるかどうか問われた。この所有者は恰も買主のように出生子を使用取得することができると同人は解答する。何故なら物がこの者にはこの婦人の代りに不在となりそして類では宛も奴隷と所有者の間で売却が契約されたかのようにであるからである。

11 アフリカヌス 質疑録第七卷

自分が或るものを購入したと判断したが、購入しなかった者は買主として使用取得することができないと俗に伝承されたことは、買主がその者の錯誤の何等の正原因をも持たない限度で真実であると同人は述べる。何故なら偶々（本人が）物を購入することを委任した奴隷或は委託事務管理人が、自分が購入したと本人に説得し、そしてこのように引渡したときには、むしろ使用取得が後続するという結果であるからである。

12 パピニアヌス 解答録第十卷

受遺者に占有が送られても、物は買主として使用取得され、法務官法上の質の原因は健全である。

13 スカエヴォラ 解答録第五卷

他人の敷地を善意で購入し「永続的な占有」が成就する前に建築することを始めた。その者に土地の所有者が「永続する占有の」期間以内に通告するが、その者は持ちこたえた。中絶されたかそれとも始められたものが持続したか私は問う。陳述されるそのことに従うと中絶されなかったと同人は解答した。

14 スカエヴォラ ディゲスタ第二五卷

遺言しない姉妹の相続財産が、二人のうち的一方は不在で、もう一人は現在する二人の兄弟に帰した。現在する者が更に不在者の事務を営んで、この相続財産のうち土地全体を自己と自己の兄弟の名義で善意で購入するルキウス・ティティウスに売却した。土地の一部が不在者のものであることを知った際に、土地全体が長期の占有から始ったであろうか問われた。

兄弟の委任で売られたと信じたときには、「長期間を通じて」取得したと同人は解答した。

第五章 相続人として或は占有者として

1 ポンポニウス サビヌス註解第三二卷

更にもし占有者が物が死亡者のものであったと判断したとしても、生きている者の財産のうち何ものも相続人として使用取得されることができない。

2 ユリアヌス ディゲスタ第四四卷

前文 遺産保全の原因で占有に送られた者は、相続人として使用取得する者の占有を中絶しない。というのはその者は保管の原因で保有するからである。一体どうであるのか？ 更に使用取得が成就されてもその者が質の権利を保有し、その結果遺贈がその者が弁済されたか又はその者の名義で満足が与えられるのでなければ、退去しないことになる。

§ 1 占有の原因を何人の自己のために変更することができないと俗に解答されることは、唯市民法上の占有ばかりではなく、しかし更に自然法上の占有も理解されると受け止められるべきである。そのために小作人もその者の許に物が寄託された者又はその者に使用貸与された者も利得を為す原因で使用取得することができないと解答された。

§ 2 父親由り物を贈与された息子も亦、無論自然的占有が父親の生存中に自己の掌中にあつたと判断したなら、相続人と

して使用取得することをセルヴィウスは否定した。父親に由り相続人として創設された息子が相続上の物が父親由り自己に贈与されたとして一部共同相続人として使用取得することができないことは、これに相応している。

3 ポンポニウス クイントス・ムキウス註解第二三卷

私が相続人であつて何か或る物が相続財産中にあると私は思うが、これがないときには、私が使用取得することができると多くの学者は思った。

4 パウルス ユリア及びパピア法註解第五卷

遺言作成（権限）を持つ者は相続人として使用取得することができることが知られている。

## 第六章 贈与されたものとして

1 パウルス 告示註解第五四卷

前文 この者に贈与の原因で物が引渡された者は、贈与されたものとして使用取得する。思慮すること足らず、却つて贈与されたものであるべきである。

§ 1 父親が権力内に持つ息子に贈与し、次いで死亡するときには、息子は贈与されたものとして使用から取得しないであらう。蓋し故に何等贈与がなかったからである。

§ 2 男と妻の間で贈与が為されたときには、使用取得は行なわれない。同様に男が妻に物を贈与したが離婚が行なわれたときには、使用取得が行なわれないとカッシウスは解答した。

蓋し故に占有の原因を妻自身が自己のために変更することができないからである。離婚後、夫がそれを許し与えたときに限り、恰も今や贈与されたと理解されるので、他であると同人は述べる。しかしながら妻は男由り贈与された物を占有するとユリアヌスは思う。

2 マルケルス デイゲスタ第二二卷

他人の物を贈与した者が贈与を撤回することを決心したときには、更にもし審判手続を提起し権利主張し始めたとしても、使用取得は進行する。

3 ポンポニウス クイントス・ムキウス註解第二四卷

男が妻に或は妻が男に贈与したときに、他人の物が贈与されたならば、トレバティウスが思ったことは真実であつて、贈与した者が一層貧乏に成らないときには、使用取得は占有する者のために前進する。

4 同人 サビヌス註解第三二卷

父親がその者の権力中にあつた娘に贈与した。そして娘を廃嫡したときに、その者の相続人がそれを有効と看做すならば、相続人が贈与を有効と看做したこの日因り、そこからその女は贈与を使用取得するであらう。

5 スカエヴォラ 解答録第五卷

贈与されたものとして（奴隷を）使用取得することを始める者は、手から放つても何等行為しなかつた。蓋し所有権を手に入れてないからである。使用取得することを思い止まつたかど



うか問われた。この者について問われる者は占有を放棄したと見られ、そしてその故に使用取得は中断されたと私は解答した。

6 ヘルモゲニアヌス 法の省録集第二巻

贈与の原因で売却が為されると、引渡された物は買主としてではなく、却って贈与されたものとして使用取得される。

第七章 遺棄されたものとして

1 ウルピアヌス 告示註解第十二巻

物が遺棄されたものとして看做されたときには、即座に我々のものであることを思い止まりそして先占者のものに即座に成る。蓋し取得されると同一の方法で物が我々のものであることを思い止まるからである。

2 パウルス 告示註解第五四巻

前文 遺棄されたものとして所有者由り看做された物を、我々が知っているときには、我々が取得することができる。

§ 1 しかし他の者に由り占有されたのでなければ、その物が所有者のものであることを思い止まらなとプロクルス。勿論放棄する者のものであることを思い止まるが、しかしながら占有されたのでなければ、もう一方の者のものと成らない。そして適法。

3 モデステイヌス 相異論第六巻

部分が遺棄されたものとして看做される得るかどうか、問われるのが常である。そして勿論共有物に於いて組合員が自己の

持分を放棄したときには、その者のものであることを思い止まる。その結果全体に於けるこれは部分に於いてである。これに反して全体の物の所有者は部分を保有し、部分を遺棄されたものとして持つことを招来することができないからである。

4 パウルス サビヌス註解第十五巻

遺棄されたものとして看做されたもの及び看做されると我々が思うものを、更にもし誰由り遺棄されたか我々が知らなくても、我々は使用取得することができる。

5 ポンポニウス サビヌス註解第三二巻

前文 遺棄されたものとして看做されて君が占有したものを、私がある原因中にあることを知って君由り購入したときには、私を使用取得するであろうことは知られていて、君の財産中になかったということがはばまない。何故なら妻由り贈与された物を知って私が君から購入するときにも、恰も所有者が望み且許し与えるかのように君がそれを為すので、法の同一であるからである。

§ 1 或者が遺棄されたものとして看做したものは、直ちに私のもので成る。或者が銅貨をばら散ぎ又は鳥を喪失した際には、仮令それらが不確定の人格のものであることを望むとしても、にも拘らず或者が遺棄されたものとして看做す際に、同時に誰か他の者のものに成ることを望んでいたと理解されることで、この者に偶然が荷った者のものと成る。

6 ユリアヌス ウルセイウス・フェロックス註解第三巻

間違つて物が遺棄されたものとして看做されたと判断した者は誰も遺棄されたものとして使用取得することができない。

#### 7 同人 ミニキウスに因る第二卷

或者が船因り投荷された商品を発見したときには、遺棄されたとは見られないので、それ故に使用取得することができないかどうか問われる。しかしその者が遺棄されたものとして使用取得することができないというのがより真実である。

#### 8 パウルス 解答録第十八卷

センプロニウスはテエティスに身分の問題を作り、恰も自己の女奴隷から生まれたかのように調べた。この者は既に証人の前でテエティスの乳母であるプロクラ由り扶養の弁済について訴えられたが、同女の扶養を支払うような状態にはなく、却つて同女をその父親であるルキウス・ティティウスに返還しなければならぬと解答した。そして、その後何等の問題も同センプロニウスに由り顯示されないようにするために、それを彼女因り証人に自署された証拠中へ持ち帰った。ルキウス・ティティウスはセイア・プロクラに扶養を弁済して少女を棍棒によつて手から放った。テエティスの自由が取消されることのできるかどうか、私は問う。この女因りテエティスが生まれた女奴隷の所有者がテエティスを遺棄されたものとして看做したと見られるので、その女はルキウス・ティティウスに由り自由へ連れて行かれることができた。パウルスは解答した。

### 第八章 遺贈されたものとして

#### 1 ウルピアヌス 討議録第六卷

この者に遺贈された者は遺贈者の名義で占有すると見られる。というのは遺贈された者以外の者には遺贈されたものとして占有と使用取得が成立しないからである。

#### 2 パウルス 告示註解第五四卷

遺贈されていなかったのに、私に遺贈されたと私が思った何か或る物を私が占有するときには、遺贈されたものとして私は使用取得しない。

#### 3 パピニアヌス 質疑録第二三卷

或者が購入しなかつたものを購入されたものと判断するときと同じ程度に。

#### 4 パウルス 告示註解第五四卷

他人の物が遺贈され又は勿論遺言者のものであるが、しかし遺言追加書によつて剝奪されたことが知られないときには、遺贈されたものとして使用取得されることができぬ。というのはこれらの人格中には、使用取得のために足りる正原因が現存するからである。名前中に疑があつたとき、例えば二人のティティウスがある際に、ティティウスに遺贈され、その結果それらの者のどちらか一方が自分について考えられたと判断したときにも、同一が云われることができる。

#### 5 ヤヴォレヌス カッシウスに因る第七卷

遺贈の名義で引渡されたその物は、仮令そのものの所有者が生存しているとしても、にも拘らず遺贈者の名義で使用取得されるであろう。

6 ポンポニウス サビヌス註解第三二卷

この者に引渡された者が死亡者のものであると判断したとき、ヤヴォレヌス カッシウスに因る第七卷

この者を相手方として遺言が作られた際を除いて、誰も遺贈者の名義で使用取得することができない。蓋しその占有は遺言の権利因り発するからである。

8 パピニアヌス 質疑録第二三卷

引渡されなかつた占有に受遺者が瑕疵なしで立入るときには、遺贈された物の使用取得が成立する。

9 ヘルモゲニアヌス 法の省録集第五卷

適法に遺贈が残された者は、遺贈されたものとして使用取得する。しかし遺贈が法からでなく残され或は遺贈が剝奪されたときでも、大きな意見の相異の後に遺贈されたものとして使用取得されるというのが勢力を占めた。

第九章 嫁資として

1 ウルピアニス サビヌス註解第三一卷

前文 嫁資として呼ばれるものは、使用取得の権原でありそして勿論最も正当であるが、その結果買主として使用取得するのが常である平常の時期から嫁資として物を受領する者は使用

取得することができる。

§ 1 個々の物がそれぞれも一緒に総体の物が嫁資として与えられるかも知れない。

§ 2 そして或者が嫁資として使用取得することができる時について、婚姻の時の後かそれとも逆に婚姻前かを我々は最初に考えて見よう。許婚（これは未だ夫でない者であるが）が物を嫁資として使用取得することができるかどうかは周知の問題である。ユリアヌスも謂う。許嫁が許婚に、婚姻が後続する以前には、その者のものに成ることを望まないという意識で物を引渡したときには、使用による取得も行なわれないであろう。

にも拘らずその意図で行なわれたことが明日にされないときには、即座にその者の物と成るといふ意図で行なわれたと信じられるべきであるとユリアヌスは述べ、そして他人のものであるときには、使用取得されることができない。この見解は我々には至当であると見られるが、しかしながら婚姻前には嫁資としてではなく、自己のものとして使用取得する。

§ 3 しかしながら確固とした結婚には結婚がある者達の間で使用取得が余地を持つ。その他には結婚が行なわれないときには、使用取得が行なわれないとカッシウスは述べる。蓋し何等嫁資もないからである。

§ 4 夫が、なかつたのに、自分には結婚があると思つたときにも、その者は使用取得することができない。蓋し何等嫁資がないからである。この見解は理由を持つ。

## 2 パウルス 告示註解第五四卷

婚姻前に評価された物が引渡されたときには、婚姻前には買主としても自己のものとしても使用取得されないであろう。

## 3 スカエヴォラ、ディゲスタ第二五卷

二人の娘が無遺言の父親に相続人として出現し共有の奴隷を個々人は嫁資として与えそして父親の死亡の数年後に家産分割審判手続がそれらの女の間で言い立てられた。夫達が善意で奴隷を嫁資として受領し、その結果嫁資に関するものとして夥しい年月占有する際に、受領した者が譲与した者のものであると信じたときには、使用取得したと見られるかどうか問われた。何故使用取得しなかったのか、何事も陳述されていないと同人は解答した。

## 第十章 自己のものとして

### 1 ウルピアヌス 告示註解第十四卷

前文 自己のものとしての占有は、所有権が我々に取得されたと我々が思う際のようなものである。取得されるその原因に基づいても、それに加えて自己のものとしても我々は占有する。例えば購入の原因に基づいて私は買主としても自己のものとしても占有する。同様に贈与され或は遺贈されると、私は贈与されたものとして或は遺贈されたものとして更には自己のものとして占有する。

§ 1 しかし物が私に、例えば購入の正原因に基づいて引渡

されそして私が使用取得するときに、勿論私は使用取得前でも私のものとして占有し始める。しかし使用取得後私が購入の原因に基づくことを思い止まるかどうか疑われる。マルキアヌスも思い止まらぬと判断したと云われる。

## 2 パウルス 告示註解第五四卷

自己のものとしてと呼ばれるものは、占有の種である。というのはこの方法で海で陸で空で我々が捕獲する又は河川の寄洲作用で我々のものと成る全べてのものを我々は占有するからである。同様に他人の名義で占有された物因り生れて我々が占有するもの、例えば相続上の又は購入された女奴隷の出生子を我々は我々のものとして占有する。購入され又は贈与され又は相続財産中に発見された物の果実は類似している。

## 3 ポンポニウス サビヌス註解第二二卷

問答契約に基づいて君が私に義務を負うと君が間違つて判断した人間を君は私に引渡した。私に何等義務を負わないことを私が知っていた。私は使用からその者を取得しない。もし私が知らないならば、私が使用取得するというのがより真実である。蓋し真実であると私が判断する原因に基づく引渡自体が、私に引渡されたものを私が私のものとして占有する効果を招来するのに足りるからである。ネラティウスもこのように書いた。そしてそれを私は真実と思う。

## 4 同人 サビヌス註解第三二卷

前文 盗まれた女奴隷を君が善意で購入したときには、その

女因り生まれそして君の許で妊娠しこのように君が占有した、その結果「使用取得に勅令で定められた期間」以内に君がその者の母親が盗まれたものであることを識る。このように占有されたので、全ゆる方法で使用取得されたと、トレバティウス。私は次のように區別されるべきであると思う。即ち君が「法定された期間」以内でその奴隷が誰のものであったかを知らなかつたとき又は君が知つて所有者に確報することができなかつたとき、又は君も亦できて確報したときには、君は使用取得する。逆に、君が知つてできるのに、君が確報しなかつたときには、反対である。というのはその当時君が隠秘で占有すると見られるからである。そして同一を自己のものとして隠秘で占有することができない。

§ 1 父親が持っていた財産を息子達と共に割り当て、その原因に基づいて父親の死亡後（息子達が）それを保有し、それらの者の間でその分割が有効であつたと合意したときには、他人のものが父親の財産中に発見されるこれらの物に於いて自己のものとしてこれらの者のために役立つ。

§ 2 遺贈されなかつたが、にも拘らず相続人由り誤つて引渡されたものは、受遺者に由り使用取得されると定められた。蓋し自己のものとして使用するからである。

5 ネラティウス 羊皮紙本第五卷

前文 中間時に許し与えられ、そのことの故に我々が我々のものと判断して占有する以外の原因に基づく物の使用取得は、

何か或る争訟の終結であるために設定された。

§ 1 しかし更にもしその者の判断が間違つていたとしても、自己のものであると判断するので、或者が占有するものを使用取得するであらう。にも拘らずこれは占有する者の至当な錯誤が使用取得にはばまない位に解釈されるべきである。例えば私の又は相続上の権利から私がこの者の地位を承継する者の奴隷がそれを購入したと私が間違つて判断することのために、何か或るものを私が占有するときがそれである。他人の作為に於ける不知は耐え得る錯誤であるからである。